

点検・評価報告書

2023（令和5）年度

国際仏教学大学院大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	
1. 現状説明	3
2. 長所・特色	5
3. 問題点	6
4. 全体のまとめ	6
第2章 内部質保証	
1. 現状説明	7
2. 長所・特色	11
3. 問題点	11
4. 全体のまとめ	11
第3章 教育研究組織	
1. 現状説明	12
2. 長所・特色	13
3. 問題点	14
4. 全体のまとめ	14
第4章 教育課程・学習成果	
1. 現状説明	15
2. 長所・特色	21
3. 問題点	21
4. 全体のまとめ	22
第5章 学生の受け入れ	
1. 現状説明	23
2. 長所・特色	26
3. 問題点	26
4. 全体のまとめ	26
第6章 教員・教員組織	
1. 現状説明	28
2. 長所・特色	31

3. 問題点	3 1
4. 全体のまとめ	3 1

第7章 学生支援

1. 現状説明	3 2
2. 長所・特色	3 9
3. 問題点	3 9
4. 全体のまとめ	3 9

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明	4 1
2. 長所・特色	5 0
3. 問題点	5 0
4. 全体のまとめ	5 0

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明	5 2
2. 長所・特色	5 6
3. 問題点	5 7
4. 全体のまとめ	5 7

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

1. 現状説明	5 8
2. 長所・特色	6 2
3. 問題点	6 2
4. 全体のまとめ	6 2

第2節 財務

1. 現状説明	6 2
2. 長所・特色	6 3
3. 問題点	6 3
4. 全体のまとめ	6 3

終章	6 4
----	-----

序章

本学は、前回の大学評価を真摯に受け止め、改善に努めてきた。特に総評の中、「学生の受け入れにおいて定員未充足」の指摘を受け、自己点検・評価委員会、入学者選抜委員会、教務委員会、研究科委員会等各種委員会において検討し、提示された改善策を具現化することに方向を定めた。

第一番目の対応策は、海外の有力校と協定し学術交流を活発化することであった。それまでには毎年客員教授と客員研究員を招聘し、学生に研究上の刺激を多く与えてきたが、若手同士の親睦を図るために協定校との交流を重視した。海外の協定校は6校（ハンプルグ大学、エトヴェシュ・ロラード大学、オックスフォード大学、カリフォルニア大学バークレー校、フランス国立高等研究院、法鼓文理学院）となり、交流が活発化してきた。

第二番目の対応策は、本学教員が積極的に働きかけて国内外の大学の権威ある研究者から推薦をもらい学生を受け入れることであった。これによってメキシコからの1名は国費留学生であった。中国からは5名の留学生があり、入学を果たした。その内2名は2022年度に卒業したが、1名は中国の大学准教授に着任した。

その他一般の海外からの入学希望者には教員が入学志望を確認し、受験してもらうようにした。大半は、本学の研究方向と一致しなかったが、2022年、オーストラリアから1名国費留学生として入学することになった。本学は入学定員4名であるから1名の占める割合は大きく定員の25%ということになる。

さらに総評に「博士課程のみの大学院大学であるため、原則として進路は研究者であることから支援は不要としているが、研究者としてのキャリア構築等について支援することが期待される」という指摘があった。研究能力と進路支援策の推進は絶えず行ってきたことであるが、まず、研究能力では前回の評価以前に取り組んできた留学生のための教育補助（ティーチングアシスタント）、論文やレポートの学習支援を拡充し、また学内発表と学会発表等を推進してきた。

その結果、留学生では帰国後にポスドクとなり、その後大学や研究所などに就職したのも増えてきている。日本人では英語能力を活かして東京外国語大学の非常勤講師になった者もいる。また満期退学後、本学の日本古写経研究所に研究員として採用され、その後、京都国立博物館研究員に採用された者もいる。両者とも本学教員の推薦があり、一定の役割を果たしたと考えられる。

このように研究者として研究機関に進路を見いだすには入学から不撓不屈の精神で研究に邁進することが求められるが、本学は研究環境において国内外で群を抜く位置にあると自負している。

なお、コロナ禍の対策については、蔓延し始めた当初、適宜オンライン授業を取り入れ対応した。ただ、早期にタブレット導入を図ったが実現には時間を要した。

2020年1月中旬、パンデミックの予兆に危機感を抱いた本学は、マスクを発注し、パルスオキシメーター、体温計、アルコール除菌シート、エタノール液、不織布3Dマスク等を

準備して対応した。

対面授業に復帰した当初では室内の換気やドアノブ、ホワイトボード、マーカーなどこまめに消毒を繰り返し、マスク着用を義務化した。またキャンパス内に入る時は検温しその体温をノートに記録させた。受付カウンターおよび四方寮に、体温計を配布し、パルスオキシメーターを置いて検温・血中酸素濃度を確認できる体制にした。さらに少しでも疑いがある場合には大学校医に連れていくために職員用の防疫ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨てビニール手袋等も準備した。

また、コロナに感染しないよう学長談話、教務・学生課からの連絡等を度々行って注意喚起した。これらの徹底した措置によって本学は大事に至ることはなかった。これは本学教職員・学生・関係者の努力に依るところが大きい。

第1章 理念・目的

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。またそれを踏まえ、研究科の目的を適切に設定しているか。

本学の理念と目的は、国際的に活躍しうる仏教研究者を養成するという建学の趣旨に沿って、以下のように設定されている。

「国際仏教学大学院大学は国際的に活躍しうる仏教研究者を養成するために設立された。日本の仏教は、本来、国際的であった。わが国に仏教が伝来して以後も、日本は絶えず海外に広く新知識を求めるとともに、日本に根づいた仏教は日本の土壌において開花し、新たな展開を遂げた。この意味において、日本における仏教の歴史そのものが国際的であった。

また、仏教学においても日本は世界に比類ない意義を担っている。仏教教義学の伝統が今日まで連綿として保たれているのみならず、精密な文献学的研究の膨大な蓄積がある。さらに明治開国後、欧米の近代的仏教研究との交流のもとに、わが国の仏教研究は一層充実した。

本学はわが国仏教学のかかる歴史的背景を踏まえて、仏教研究の正道にさらに歩を進めることに貢献したい。

他方、現代文明は人類を地球規模において包みこんでいるにもかかわらず、諸学問の極端な細分化と人間活動の多様化との結果として大量の情報が氾濫しているだけで、生命倫理・環境問題に象徴されるように、人はいかに生きるべきかという人類普遍の根本問題を埋没させてしまっている。

現代の歴史的状況が人類に突きつけているこのような課題に応えるために、キリスト教・イスラム教・ヒンドゥー教・儒教・道教、その他の諸宗教に関する知見を深め、宗教問題について国際的に提言できる人材の育成にも努めたい。」（根拠資料1-1【ウェブ】）

本学の理念と目的は、以上のように設定されている。

本学はその理念・目的として、仏教を中心とした研究と、それに基づく教育を行い、その活動を通じて仏教研究者の養成と、深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成して、人類文化に貢献することを目指している。

現代社会は国際化社会の時代となり、平和問題、環境問題なども一国や地域国家間のみで片付けられる問題ではなく、人類共通の問題となってきた。このような時代に幅広い仏教的教養と国際的視野を身につけた人材の育成は急務といえる。

仏教はその宗教的・思想的特性から他の宗教文化に対して極めて寛容的であって、これまで他宗教との宗教戦争を惹起したことは一度もなかった。宗教に起因する戦争、紛争、

テロリズムなどに対して、中立的立場から発言し、問題解決の任に当たることのできるのは、仏教思想を基盤とした教養を持ち、国際的な視野を具えた人物であろう。

ことに近年の世界情勢は、宗教や民族間の対立を原因とする紛争が多発してきている。それらの紛争の解決に貢献しうるオピニオンリーダーとなり得る人材の育成が要請されている。

また、環境問題は今日、世界国家間同士の経済的、社会的イシューとして取り上げられているが、しかしそれは究極的には人間の心の問題に帰着する。仏教經典に「人々の心が浄ければ、国土もまた浄らかである」（『維摩経』）と言うように、仏教者や仏教研究者からの提言が待たれている。このような世界状況において、本学が掲げる理念と目的は極めて時宜に適った適切なものであるといえよう。

（２）大学の理念・目的及び研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

本学の設置の目的として「国際仏教学大学院大学学則」第１章第１節「目的」に次のように規定されている。

「国際仏教学大学院大学（以下、「大学院」と略す。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、人類共通の遺産としての仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努めるとともに、当該分野における高度な専門的知識と、様々な研究手法や研究遂行能力及び専門分野を超える幅広い視野をもった研究者、ならびに深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成し、もって人類文化の進展に寄与することを目的とする。」

本学は仏教学研究に特化した単科大学院大学であり、大学の理念・目的は、そのまま研究科の理念・目的である。そしてこれらの理念・目的については、本学が毎年作成する『大学院案内』や『大学院要覧』に記されている。後者は大学構成員(教職員および学生)に配布され、さらに、不特定多数の人が見る大学ホームページにも記載されていて、社会に公表されている。

また、毎年、年に３回開催する公開講座などの催しにおいても、地域社会を中心に広く本学の設立の意義、理念・目的を積極的に公表している。

（３）大学の理念・目的、研究科における理念・目的等を実現していくために、大学として将来を見据えた中長期の計画その他の諸施策を設定しているか。適切性について定期的に検証を行っているか。

本学では、将来を見通す中長期の展望計画について、これを特別な議題として個別に取り挙げて検討してきたことは 2023（令和５）年までなかった。その必要性は教職員のだれ

もが感じていたが、本学の規模が教職員、学生数ともに小規模で、運営上、中長期の展望計画を建てるまでもなく、ある程度まで先の見通しが効いたからである。しかし、2001（平成 13）年より「自己点検・評価委員会」を設置して、大学の教育、研究、環境、運営などのすべてについて定期的に点検と評価を行ってきた（根拠資料 1-2、1-3）。その際、常に低評価になるのが大学の中長期計画に関わる事項であり、大学基準協会からの本学に対する「認証評価結果」には、財務・運営に関して中長期の大学運営に関する計画の策定が望まれるとあって、中長期計画の策定が焦眉の急となった。そのため、2023（令和 5）年、教職員数名と理事長を長とする中長期計画策定のためのワーキンググループを立ち上げた。そこでは教育・研究、学生支援、学生募集、社会連携・社会貢献、管理運営といった大学運営全体に亘る領域において、問題の洗い出しから始めて、中期 5 年の計画案を策定した。

その中期計画案を 3 月 13 日の研究科委員会において中期計画として策定した（根拠資料 1-4、1-5）。さらに、同月 26 日の理事会において了承を得ることになっている。その中期計画については根拠資料のとおりである。

「理念・目的」等の適切性については、年 2 回行われる自己点検・評価委員会で点検しており、問題はないと考える。

2. 長所・特色

本学の理念・目的・教育目標と、それに伴う人材養成等の目的は、上記の通りである。現在、世界で国家間の争いや、民族同士の紛争、あるいは異なる宗教同士の争いなどの国際紛争が勃発している。仏教はこのような争いにもっとも遠い宗教であり、その思想研究を専らとする人材を養成する本学のような単科大学院は極めて稀な存在であると思われる。

理念・目的の内容については常に検証が行われており、文章表現もすでにこれまで媒体によって幾通りかの表現がとられたが、2009（平成 21）年度に現行のように統一的表現に改めた。それ以降、毎年二回開催される自己点検・評価委員会において検証されて今日に至っている。（根拠資料 1-3）

本学の図書館が仏教の基本的文献資料である大蔵経を網羅的に収蔵していること、並びに本学が日本古写経研究所を設置していることは世界各国の仏教研究者に周知されている。これまで本学が長らく中国国家図書館と共同編集作業を進めてきた、「南宋思溪藏」の影印版大蔵経が 2018 年に完成した。同年 6 月にその刊行を記念して中国湖州において「思溪藏国際研討会」というシンポジウムが開催され、その内容が世界中に放映されて本学の存在とその活動とが世界的に知られることとなった（根拠資料 1-8）。このことは、本学が目指す目的の一部、「人類共通の遺産としての仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努める」ということの実現に一步を進めるものであるといえよう。

3. 問題点

特記すべき事項なし。

4. 全体のまとめ

本学はその理念・目的として、仏教を中心とした研究と、それに基づく教育を行い、その活動を通じて仏教研究者の養成と、深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成して、人類文化に貢献することを目指している。

この理念・目的が今日ほど人材という点において要請されている時節はないと言ってよいだろう。このことは本学の理念・目的が我々の現実社会から乖離しているものでなく、現実社会と相応していることを示している。

中国国家図書館と共同編集作業を進めてきた、「南宋思溪蔵」の影印版大蔵経が 2018 年に完成し、世界に本学の活動内容の一端が紹介されたことは、本学の理念・目的の実現化への一歩といえよう。

第2章 内部質保証

1. 現状説明

(1) 内部質保証のための全学的方針及び手続を明示しているか。

本学は「自己点検・評価に関する規程」に基づいて自己点検・評価を行っているが、同規程の第1条の2は「自己点検・評価は、それに基づいて本学の改善・改革を推進し、内部質保証に資するために実施する」と、自己点検・評価は内部質保証に資するためというその目的を記し、さらに同条第2項では「前項の内部質保証に関する方針は別紙のとおりとする」として、以下の方針を示している。(根拠資料1-2)

すなわち、次のとおりである。

「内部質保証に関する方針」

- (1) 自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）は、毎年、教育研究と管理運営の諸活動に対する自己点検・評価を行う。
- (2) 委員会はその自己点検・評価に基づいて、諸活動の当初計画の変更・廃止を含む改善・改革案を策定する。
- (3) 学長は、自己点検・評価に基づく改善・改革案を研究科委員会に諮りこれを策定する。
- (4) 学長の指揮、委員会の支援のもとに各部門はその改善・改革を実施する。
- (5) その実施結果について、1. のように自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行い、以下、循環的にそれぞれ2から4の段階を経ることによって、内部質保証を螺旋状に向上させる。
- (6) 本学構成員は研究科委員会、学長によって策定された改善・改革策と、自己点検・評価委員会によって示された結果を共有し、構成員各自が内部質保証の向上に努めるものとする。

「内部質保証の手続」

上記の方針のとおり、自己点検・評価委員会は従来の自己点検・評価の任務役割のほか、点検・評価の結果に基づいて、その改善・改革案の策定を行い、さらにその案の実行支援にまで関わる役割を果たす組織と位置づけられ、これによって内部質保証に責任を負うことにしたのである。そのことを同規程第3条に、委員会の「任務」として次のように記載した。(根拠資料1-2)

- (1) 自己点検・評価の方針の策定
- (2) 自己点検・評価の実施項目、実施内容及び実施方法に関する事項の策定
- (3) 自己点検・評価の実施日程に関する事項の策定
- (4) 自己点検・評価の実施及びその結果に基づく改善・改革案の策定と実行支援

(5) その他、自己点検・評価に必要な事項

また、同規程第5条に「自己点検・評価は毎年実施し、7年を周期として集約し、「自己点検・評価報告書」を作成する。」として、点検・評価を毎年実施し、7年ごとに集約して、総括的に点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成することにした。

このように内部質保証を掌る中心的組織を自己点検・評価委員会として定め、そして内部質保証のシステムをPDCAサイクルに範を取って構築した。計画し(Plan)、その計画を実行し(Do)、その結果を検証し(Check)、改善する(Act)、ということを継続的に行うことにより内部質保証を図るということである。その流れを記すと、以下のとおりになる。

[検証](Check)

まず、本学における自己点検・評価は、毎年自己点検・評価委員会によって実施され、その年度内での教育研究面、管理運営面において改善すべき問題点、長所となった点などを洗い出して検討する。なお、全体の集約的自己点検・評価は7年ごとのスパンで実施する。

[改善](Act)

自己点検・評価委員会は検討結果に基づいて、長所の進展、短所欠点の修正などの改善案を策定する。

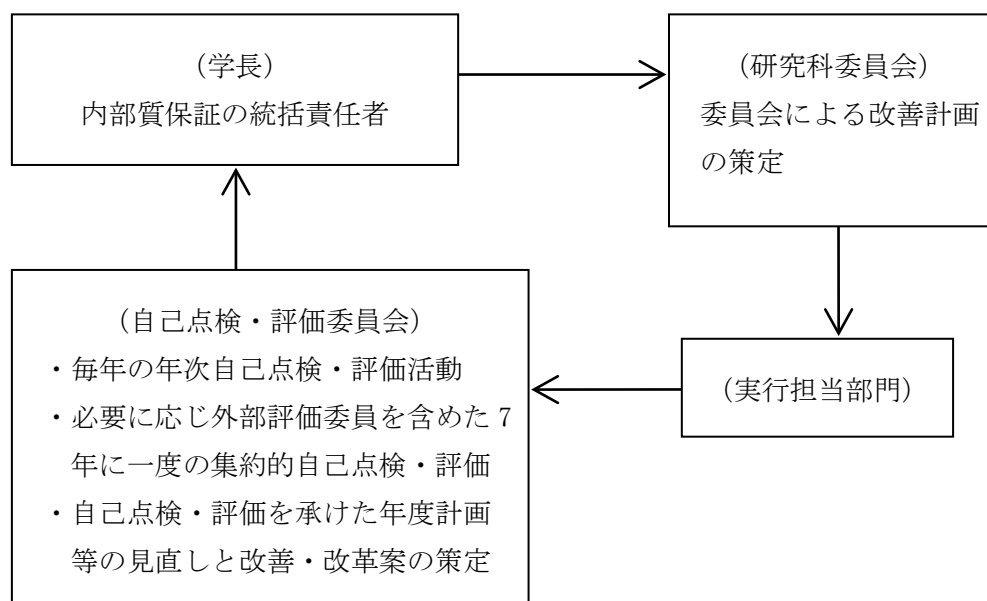
[計画](Plan)

自己点検・評価委員会の改善案に関して、学長は研究科委員会に諮り、改善計画を策定する。

[実行](Do)

研究科委員会において承認された改善計画をそれぞれの担当部門が実行に移す。その実行結果は自己点検・評価委員会によって検証評価され、その検証結果は同委員会にフィードバックされ、改善策が検討される、という具合に次々に循環的に機能する。

以上を図示すると、次のようになる。



（２）内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

上記の「内部質保証に関する方針」と「内部質保証の手続」において述べたように、本学では内部質保証については学長を統括責任者とし、学長以下すべての教職員がその推進に関わっている。すなわち、内部質保証の統括責任者を学長とし、その指揮のもとに内部質保証を掌る組織を自己点検・評価委員会として定め、この委員会を中心に点検評価を行う。そしてその結果に基づいた改善・改革案を同委員会が策定し、研究科委員会に諮って承認を得た後、その計画案の実行支援までを行うことにしており、以上の段階で本学の教職員全員が内部質保証に関わり、全学的体制で内部質保証システムを構築している（根拠資料 1-2）。

（３）方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

本学においてはそのすべてが有効に機能していると判定できる。一例を本学のコロナ感染対策から挙げることにする。

COVID-19 への対応・対策

以下、日本での感染経緯を摘記すると、2020（令和 2）年 1 月 16 日、中国武漢から帰国した日本人男性に初めて感染が確認された。以後、国内でも急速に感染が拡大し、3 月 7 日にはオリンピック延期宣言。4 月 7 日、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の 7 都府県を対象に緊急事態宣言が出され、同月 16 日には対象区域が全国に拡大された。

さらに年末には感染力のより強いコロナウイルスの新変異株が出現し、政府は 2021 年 1 月 7 日、二度目の緊急事態宣言を東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏 4 都県に出した。期間は 1 月 8 日から 2 月 7 日までだった。このような状況の中で、日本の人々は 3 密を避け、マスクの着用、手洗い、うがい等の励行が推奨された。ビジネスの世界ではテレワークが普及しはじめると同時にオンライン通信のための機器や手段が急速な発達をみた。

このような感染状況に対して、政府はワクチンの無料投与を高齢者や、医療従事者などの人々を対象として 2021（令和 3）年 2 月から開始した。しかし、その効果も次々と変異株が出現するので、疑問視されているのが実状であるが、現在は政府が COVID-19 を隔離伝染病から隔離を必要としない第 5 類にクラス分けしたことで、国民の意識に大分変化が見られるようになり、感染を過度に危険視することがなくなったように思われる。

さて、このような中で本学は前述のとおり教職員全員が一致団結して COVID-19 対策にあたり、その時、その時点で取り得る最善の手段を実行してきた。理事長、学長を筆頭に、研究科委員会、対策務委員会、自己点検・評価委員会など、内部質保証システムに関わる組織とその構成員全員があらゆる機会を通じて対策を講じてきた。

その主な対策を列挙すると、

- ① 全教職員、学生に対して、3 密を避けること、手洗い、うがいの励行を促したこと。

- ② 全教職員、学生、外来者のすべてに対して、受付で体温を計測し、37 度以上ある人は入館できないようにしたこと。
- ③ 学内のあちこちにアルコール消毒用のスプレーを用意して手洗いの励行を促したこと。
- ④ 全館の階段の手すり、手洗いドアのノブなどの消毒を一日 2 回、行ったこと。
- ⑤ 全学生に対して学長名で、感染状況の変化の折々に注意喚起のメールを出したこと。
(根拠資料 2-1)
- ⑥ オンライン授業のための全学生に対する端末機器の貸与。

などである。本学は学生数も少なく、授業は対面でもオンラインでもどちらも開講可能で自由度が大きく、教員と学生とが協議の上で最適の授業形態を採ってきた。

(4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では教育研究活動、自己点検・評価結果、運営財務などの諸活動については大学のホームページに掲載し、対社会への説明責任を果たしている。すなわち、教育活動については、本学の研究科の特色、開講科目・シラバス、時間割等を載せている(根拠資料 2-2【ウェブ】)。

また研究活動については、同ホームページに「研究活動ならびに公的研究費の運用・管理」について載せている(<https://www.icabs.ac.jp/about/disclosure/management/>参照)。
教員・研究員個々人の研究業績は、教員の場合はホームページに「教員一覧」のページがあり(<https://www.icabs.ac.jp/research/faculty/>参照)、そこで紹介されている。大学全体の教育研究活動のデータベース化はすでになされており、「学術成果コレクション」として電子化されていて、インターネットを通じて学内外に無償で提供されている(国際仏教学大学院大学学術成果コレクション(nii.ac.jp)参照)。その具体的内容は、次の通りである。

学術雑誌論文	……	本学研究紀要、仙石山仏教学論集、学外団体の学会誌の論文
研究報告書	……	科研費等研究助成金による研究成果の報告書
学位論文	……	博士学位論文、論文要旨・論文審査の結果の要旨
図書	……	図書全体、図書の一部(図書に掲載された論文等)
電子資料	……	電子出版されたドキュメント
会議資料	……	講演会資料、研究会資料、会議録
広報誌	……	『いとくら』、受贈資料リスト

さらに、自己点検・評価結果については、本学は 2017(平成 29)年度に公益財団法人大学基準協会の大学(認証)評価を受審し、2018(平成 30)年 3 月に同協会が定める大学基準に適合していると認定され、その結果を大学ホームページに掲載している(https://www.icabs.ac.jp/about/disclosure/univ_accredit/参照)。

なお、本学ホームページ上の「情報公開」のページでは点検・評価の結果以外にも、過去5年間に亘る本学の財務状況（事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事の監査報告書）や、過去5年間の在学生数、学位授与状況などの情報を公開している（根拠資料2-5【ウェブ】）。

以上から、本学の教育研究活動や諸活動の状況はホームページに記載されて公開されており、社会に対する説明責任は果たされていると考える。

（5）内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。向上に向けた取り組みを行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では、内部質保証システムの適切性については、年に2度、前期末、後期末に開催される自主点検・評価委員会において検証されている。今までの検証結果において問題が指摘されたことはなかった。それは内部質保証システムに関わる教職員の人数が十名そこそこで、意思の統一を図る時間が最短で済むからと思われる。また、学内の管理運営上の事柄についても、個々の教職員の眼が行き届くからであると思われる。

2. 長所・特色

COVID-19対策にしても、本学が迅速な対応を取ることができたのも、大学の規模の小ささに負うところ大きいと思われる。ただ、委員会などの必要数は大学の規模の大小に関わらないから、構成員の委員会業務負担は多くなることは避けられない。

3. 問題点

特記すべき事項はない。

4. 全体のまとめ

本学では、「自己点検・評価に関する規程」において「内部質保証に関する方針」を定め、自己点検・評価は、その結果に基づいて改革・改善を行い、内部質保証に資するために実施する、と規定している。本学はこの方針の下に新たな問題や課題に取り組んできた。この点からして、本学の内部質保証のシステムは有効的に機能していると考えられる。今後とも、この内部質保証のシステムについて、年に2度の適切性の検証を行いつつ、課題の実行に取り組んでいきたい。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的に照らして研究科、付置研究所、その他の組織の設置状況は適切であるか。

(ア) 研究科の設置と編成の原理

本学の教育研究組織の設置編成原理は、本学の理念・目的に沿って仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授し、国際的に活躍しうる仏教研究者及び深い宗教的文化的素養をもった社会人を養成するために仏教学研究科ならびに附置研究所、附属図書館などを設置するというものである（根拠資料 1-7【ウェブ】、3-1）。

(イ) 仏教学研究科

具体的には、本学は学部の設置がない大学院のみの独立大学院であり、仏教学研究科仏教学専攻（1 研究科 1 専攻）のみの編成である。専任教員 6 名によって組織され、5 年一貫の博士課程を設置している。その運営・活動に関わる事項は、研究科委員会において審議されている（根拠資料 1-7【ウェブ】）。

この教育研究組織は、本学の理念・目的である「国際的に活躍しうる仏教研究者を養成する」、「諸宗教に関する知見を深め、宗教問題について国際的に提言できる人材の育成にも努める」、「仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努める」などを実現するために組織運営されている。（根拠資料 1-7【ウェブ】、3-1）。

教育については仏教の一分野に偏らない教員配置に努めており、また研究についても専任教員の研究専門分野もそれに従って全体として幅広いものとなっており、本学の理念・目的に適っていると判断される。

(ウ) 附置研究所

また本学に附置する研究所に国際仏教学研究所と日本古写経研究所がある。

国際仏教学研究所は、過去四半世紀にわたり、外国からの研究者の招聘、外国語による学術刊行物の出版等の国際交流活動をとおして世界的に高い評価を得ていた国際仏教学研究所が、本学開学にあたり大学院大学附置研究所として発展したものである。現在、国際仏教学研究所は、専任研究員 1 名、兼任研究員約 10 名（本学の専任教員ならびに附属図書館員等）を擁し、又、毎年 1～2 名、滞在期間 3 ヶ月の日程で外国より優秀な若手研究者を客員研究員（有給）として招聘している。その運営・活動に関わる事項は、研究所運営委員会において審議されている（根拠資料 3-2、3-3）。

日本古写経研究所は、文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」（学術フロンティ

ア) [2004～2009 年度]「奈良平安古写経研究拠点の形成」の事業とその研究成果を踏まえ、2010（平成 22）年度に、新たに設置された。さらに同年度から文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」[2010～2014 年度]「東アジア仏教写本研究拠点の形成」に採択され、この研究所を拠点に日本の古写経研究をリードしてきた。研究所長のもとに主任研究員、非常勤研究員、兼任研究員（専任教員を含む）などによって構成されている（根拠資料 3-4、3-5）。

上記の国際仏教学研究研究所と日本古写経研究所は、仏教研究のさらなる推進という本学の理念・目的の一つに沿ったものであり、教育研究組織として適切なものである。

（２）教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

定期的な点検・評価については、「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて自己点検・評価委員会が毎年、他の点検・評価項目と併せて、教育研究組織の適切性についても行っている。

キャンパスも 2010（平成 22）年に文京区春日に移転し、教育研究環境も向上した。それに伴い、日本古写経研究所の設置も可能になった。

教育研究組織については教員の退職や新任採用についても、教育担当分野の必要性を図るとともに、同時に前回の大学基準協会の認証評価の概評で指摘された、教員の年齢構成の偏りと女性教員の少なさという点を解消する努力を重ね、現在は 6 名の専任教員中、2 名が女性教員である。

2. 長所・特色

本学の教育研究組織は、「仏教学」という一分野に関わる教育と研究を遂行する上で、地域的にもテーマ的にも偏りのないカリキュラム編成を行っており、この点が長所といえよう。

学生教育については、一学年の学生定員 4 人に対し、6 名の専任教員が教育に当たっていて、少人数教育が行われている。そのために学生一人一人に対し細かな目配りができ、丁寧な研究指導が実現している。この点は本学の学生教育の長所であり、特色といえる。

研究については、専任教員はそれぞれの専門分野において程度の高い研究業績があり、それが維持されている。

また、附置の二つの研究所も仏教学研究において重要な成果を出しており、仏教学研究に大きく貢献している。日本古写経研究所は、研究の公開と一般への啓蒙のために、現在、毎年 2 回、公開研究会を開催している。このような活動によって一般社会人と仏教研究者との双方に働きかけ、仏教に対する一般の関心を高めることに寄与している。これも現在の教員組織によって可能になっていることである（根拠資料 3-6【ウェブ】）。

3. 問題点

特記すべき事項なし。

4. 全体のまとめ

本学の教育研究組織の設置編成の原理は、本学の理念・目的に沿って仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授し、国際的に活躍しうる仏教研究者及び深い宗教的文化的素養をもった社会人を養成するために仏教学研究科ならびに附置研究所、附属図書館などを設置するというものである。本学の研究科は、仏教学研究科仏教学専攻（1研究科1専攻）のみの編成である。専任教員6名によって組織され、5年一貫の博士課程を設置している。

附置研究所として国際仏教学研究所と日本古写経研究所がある。国際仏教学研究所は、現在、専任研究員1名、兼任研究員約10名（本学の専任教員ならびに附属図書館員等）を擁し、又、毎年1～2名、滞在期間3ヶ月の日程で外国より優秀な若手研究者を客員研究員（有給）として招聘している。

日本古写経研究所は、現在、日本の古写経研究をリードする存在として知られるようになってきた。この二つの附置研究所は仏教研究のさらなる推進という本学の理念・目的の一つに沿ったものであり、教育研究組織として極めて適切なものである。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

「本学の3つの方針」のうちの「学位授与方針 (Diploma Policy)」として「高度な専門知識と様々な研究手法や研究遂行能力および専門分野を超える幅広い視野をもった、研究者として自立して研究活動を成し得る者に博士の学位を授与する。具体的には、所定の期間在籍し、必要な研究指導を受け、所定の単位を修得し、博士学位論文の審査（論文審査委員会、研究科委員会）および最終試験に合格した者に博士学位を授与する。」と定め、公表している（根拠資料4-1【ウェブ】）。

さらに、修士学位論文と博士学位論文の審査基準を次のように定めている（根拠資料4-2【ウェブ】）。

○修士学位論文審査基準

1. 研究テーマの適切性・妥当性
2. 情報収集の適切性・妥当性
3. 研究方法の適切性
4. 論旨の妥当性
5. 論文構成の適切性

○博士学位論文審査基準

1. 研究テーマの適切性・妥当性
2. 情報収集の適切性・妥当性
3. 研究方法の適切性
4. 論旨の妥当性
5. 論文構成の適切性
6. 以上の基準を満たしたうえで、当該学問分野に独自の学術的価値が見いだせること。

また、当該分野において、自立した研究者としての研究能力を有し、または、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力を有すると認められること。全国学会または国際学会における発表経験の有無、査読付きの学術誌への論文掲載の有無などによって判定する。

上記のような基準を設けて公表し、学位論文の質的水準を担保している。

前回の評価結果で「学位授与方針と教育課程の編成・実施方針については、ホームページに記載している文言と、『大学院要覧』及び『大学院案内』に記載している文言との間に不整合が見られるので統一することが望まれる」（“国際仏教学大学院大学に対する大学評価（認証評価）結果”4頁）と指摘された件は直ちに文言を統一し訂正した。

(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

本学は教育課程編成方針（Curriculum Policy）として以下のように定め、これを「本学の3つの方針」の一つとして公表している。すなわち、

「仏教学専攻の5年一貫の博士課程として、学生定員を1学年4名とし、5学年で20名の編成による少人数教育を行っている。学生は指導教員のもとで自らの研究計画を練り上げ、それに基づき、研究能力を研鑽し学位論文を作成する。他方で、指導教員による個別指導にとどまらず、他の教員からの意見を聞く機会として、全教員が参加する研究の中間発表の場を設け、研究指導が偏らないよう専攻としての指導体制を敷いている。また、『仙石山仏教学論集』を発行し、在学生が論文を内外に公表する投稿の機会を設けている。

開講科目は、仏教及び仏教に関連する文化についての研究・演習を行い、専門科目のみならず、関連科目の履修を課し、幅の広い研究能力を養成する。仏教学に関わる地理的領域を考慮し、専門科目においては南・東南アジア、内陸アジア、東アジア、汎アジアの4地域に分けた編成・教員配置をなし、それらの地理的領域に対応させている。

毎年、外国から著名な研究者を客員教授として招聘し、諸外国の研究状況に触れる機会を設けている。また、外国の大学との間で結ばれている学術交流協定に基づき、学生の研究上の必要に応じて諸外国で研鑽できるよう配慮している。」

以上のように教育課程編成方針（Curriculum Policy）を定め、公表している。

(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

上述の教育課程編成方針(Curriculum Policy)に基づいて授業科目を開設し、科目を専門科目と関連科目に区分し、その区分のもとに教育目標実現のために最も効果的な授業科目を設定し、科目毎に必修・選択の区別、それぞれの単位数を規定している。それらは、以下に掲げる履修表のとおりである。

専門科目のうち文献学研究と文献学演習は、地域別にAからCまでに区分けされ、文化学研究と文化学演習は汎アジアとして一つに統一されている。これは従来、インド仏教、チベット仏教、東南アジア仏教、中国仏教、日本仏教などと呼称されているものとほぼ対応する。現在の教員スタッフは、ほぼこの分類のもとに配属され、学生のそれぞれの研究テーマのニーズに対応できるようになっている。仏教文献学の授業内容は、文献資料を基にその文献に盛られた思想内容を扱うのであるが、その対象とする資料の文献批判の上に、その資料の厳密な読解を通して正確な内容理解に到達することを目指すものである。文献学および文献解釈学はいわゆる積み上げの学問であるので、日頃の弛まない文献読解のトレーニングが必要である。本学の提供する各科目の授業内容は仏教学研究を学ぶ上で相応しいものとなっている。

仏教文化学の講義と演習は、広く仏教文化圏における仏教文化について、仏教と仏教以

外の様々な宗教との思想的、文化的摩擦や融合などの問題に着目して研究しようとするもので、仏教のみならず、他の諸宗教に対する知見を深めるものとなっている。

関連科目は「比較宗教・比較文化」「宗教哲学」「文化人類学」「宗教人類学」「民俗学」「イスラム教研究(イスラム教と神秘主義)」などの仏教学研究と密接に関わる領域の科目を設定しており、仏教学研究課程に相応しい内容となっている。

履修表

授業科目の名称		単 位 数	最低 取得 単 位 数	履 修 年 次					履修の方法
				1	2	3	4	5	
専 門 科 目	外国語仏教学論著講読	4	4	○	○	○	○	○	1 年次から 5 年次の間に 4 単位
	論文指導	4	12			◎	◎	◎	3、4、5 年次に各 4 単位、計 12 単位
	仏教文献学方法論	4	4	○	○				1 年次か 2 年次に 4 単位
	仏教文化学方法論	4	4	○	○				1 年次か 2 年次に 4 単位
	近現代仏教研究 (仏教学と生命倫理)	2	2	○	○	○			1 年次から 3 年次の間に 2 単位
	近現代仏教研究 (仏教学と環境問題)	2	2	○	○	○			1 年次から 3 年次の間に 2 単位
	A 南・東南アジア仏教文献学 研究	4	8	○	○	○			1 年次から 3 年次の間に 16 単位以上。ただし、A～D のうちいずれかについて研究 8 単位、演習 8 単位を含む。
	南・東南アジア仏教文献学 演習	4	8						
	B 内陸アジア仏教文献学 研究	4	8						
	内陸アジア仏教文献学 演習	4	8						
	C 東アジア仏教文献学 研究	4	8						
	東アジア仏教文献学 演習	4	8						
	D 汎アジア仏教文化学 研究	4	8						
	汎アジア仏教文化学 演習	4	8						
関 連 科 目	比較宗教・比較文化	4	4	○	○	○	○	○	1 年次から 5 年次の間にいずれかを選択し、4 単位
	宗教哲学	4							
	文化人類学	4							
	宗教人類学	4							
	民俗学	4							
	イスラム教研究 (イスラム教と神秘主義)	4							

※ ○…該当するいずれかの年次に履修する ◎…該当する各年次に履修する

（４）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

（ア）少人数教育

本学の研究科は、修士課程と博士後期課程が一体となった５年制博士課程を採っており、１学年の学生定員は４名であるから、学生総数は２０名内外である。それゆえ、教育形態は学生全員参加の「仏教学特殊研究」を除いては、すべての授業が少人数教育態勢となっている。これが本学の大きな特徴となっており、学生の教育上の指導は非常にきめ細かいものとなっている。また、学生総数が少ないため、学生全員に対し、全教員が目配をすることができている。

（イ）授業の形態

授業科目は上述のように、専門科目と関連科目に分けられるが、専門科目の一部は大きく（１）南・東南アジア、（２）内陸アジア、（３）東アジア、（４）汎アジアの４領域に分けられ、この４領域に属する授業科目の授業形態は、「研究」と「演習」が対になっている（上述の履修表参照）。

コロナ禍の時期には適宜オンライン授業を長期間もしくは短期間取り入れ対応した。対面授業に復帰した当初では室内の換気やドアノブ、ホワイトボード、マーカーなどこまめに消毒を繰り返し、マスク着用を義務化した。またキャンパス内に入る時は検温しその体温をノートに記録させた。受付カウンターにはコロナ禍拡大の早期にパルスオキシメーターを置いて検温・血中酸素濃度を確認できる体制にした。さらに少しでも疑いがある場合には大学校医に連れていくために職員用の防疫ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨てビニール手袋、不織布３Ｄマスク等を準備して対応した。

（ウ）学習指導

本学は５年間で博士学位論文をまとめることに主眼を置いているが、学生は在学期間中に講義、演習及び論文指導について合計４８単位以上を修得することになっている。

また、本学は、前述のように５年一貫教育であるが、１９９９（平成１１）年度より、２年次を終え３０単位以上修得した学生には修士学位論文を作成させ、その論文テーマを発展拡大させることによって博士学位論文にまで導くような指導をしている。

単位の修得に関して、学生の履修登録の便宜、履修登録科目の失念を防ぎ、学習の効率向上を図るために、令和４年１１月１６日の研究科委員会においてシラバスの改定をなし、科目ナンバリング、教員から学生へのフィードバック方法、学位授与方針との関連を新たな項目として追加し、成績評価基準、準備学習（予習・復習等）の具体的な内容を既設の項目に追加した。

また、３年次以降は担当指導教員による毎週の論文指導が授業の一環として行われるとともに、「仏教学特殊研究」の授業時に順次研究発表が課せられていて、ここで指導教員以外の教員による研究上のアドバイスが受けられることになっている。

また、3 年次以降の学生には全国学会や国際学会に積極的に入会を促し、研究発表を行わせるとともに、他の研究者との交流を通じて情報交換を行うよう指導している。

学位論文の作成指導に当たっては、3 年次以降の学生には授業科目として設定されている「論文指導」の授業に出席させ、論文テーマの選定、論文作成の技術と方法などを教授する。修士学位論文の場合は 2 年以上の在学年数、取得単位数 30 単位以上、博士学位論文の場合は 5 年の修業年限、取得単位数 48 単位以上という条件を満たした学生には指導教員が学生の論文提出を承認し、「学位論文研究計画書」を提出させる。それを承けた研究科委員会は、その妥当性を審査して適当と判断された場合には、指導教員を含む 3 名以上から成る論文審査委員を決定し、学位論文審査委員会を発足させる。その論文審査委員会は学生によって提出された論文を審査するとともに、口頭試問を実施して審査判定し、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会はそれを受けて学位授与の適否を合議する、という流れになっている。(根拠資料 4-3)。

コロナ禍において対面の授業が制限されたが、オンライン授業によってカバーすることが出来た。ただ、当初は学生の所持するデバイスにばらつきがあり、十分なオンライン授業が出来ない恐れがあったので、業者に依頼して学生・教員・事務局担当者全員のタブレット導入を図り令和 2 年(2020) 3 月に発注した。しかし、実際に導入されたのは 6 月になったために令和 2 年度の夏学期は一部に混乱が見られた。

学生の学習をさらに一層活性化するために 2023 年度では関東近郊の一切経・仏教典籍を有する図書館・文庫・寺院を訪問し、現物の古典籍を前に研修を行った。成田山新勝寺では豊富なチベット仏教写本を所蔵する図書館を見学し館員から詳細な説明を受けた。水戸の六地藏寺では根来寺から伝来した聖教類や文化財の『神皇正統記』を手にとって熟覧できた。また筑波山麓の最勝王寺では世界で二番目に多くの点数を有する南宋思溪版を閲覧できた。これらの仏典は、学生各々が研究する対象を考慮して選択しており、その効果は大きかったと想定できる。

(5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

個々の授業科目の内容は、各教員によってそれぞれ異なり、テキスト、授業の進め方、方法なども科目毎に異なっている。成績評価の方法は、レポート、出席率、平常点など、あるいはその組み合わせによってなされているが、成績評価は平準化されており、教員による偏りはない。それぞれの教員の成績評価の方法はシラバスに記載されて公開されているので、適切性は保たれている。

本学では授業科目の単位は、本学学則第 28 条に「単位計算方法」として、「一週に 1 時間の授業を一学期(15 遍) 通した授業を 1 単位とする」と規定しており、この計算方法のもとに単位制度を規定している(根拠資料 1-7【ウェブ】)。

単位の認定に当たっては同学則第 29 条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者かつ論文審査に合格した者に所定の単位を与える。」と規定し、各教員がそれぞれ厳正な成績

評価の後、単位認定を行っている。

また、国内の提携大学との単位互換については、2011（平成 23）年より東洋大学大学院文学研究科との単位互換に関する交流協定が実現している。

既習得単位の認定については、入学時に学生本人の申し出により、本学学則第 30 条に則って研究科委員会において検討し、適切に認定している。

学位の授与については本学の学位授与方針（Diploma Policy）及び関係諸規程に基づき適切に授与している（根拠資料 4-1【ウェブ】、4-3）。

コロナ禍の間、本学の迅速な対応の結果、対面授業と内容的に遜色ないオンライン授業が実施され成績評価、単位認定も大きな問題を生じることは無かった。また博士学位授与においても支障はなかった。令和元年度 1 名、令和 2 年度 4 名、令和 3 年度 2 名、令和 4 年度 2 名、とそれぞれ順調に推移し、学位授与において支障は無かった。

（6）学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

本学では、少人数教育を基本としているので、教員が指導する学生の能力、学習の進捗状況の把握・評価は容易であり、学習成果についても同様である。教員がそれぞれの授業を通じて学位授与方針に明示した学習成果の状況と程度を知り、教授方法の改善や補強策が必要と思われるような場合、基本的には、指導教員による個別指導を強化することによって対応している。

また、全教員、全学生が出席する授業（仏教学特殊研究）において学生の研究発表が行われているので、指導教員以外の教員も学生の学習成果を把握・評価できる機会となっている。

（7）教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

定期的な点検・評価については、「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて自己点検・評価委員会が毎年、他の点検・評価項目と併せて、教育課程及びその内容、方法の適切性についても行っている。

また、カリキュラムの内容検証と改訂は、上述の自己点検・評価委員会の議論を経て、随時、教務委員会にて行い、留学生のための日本語リテラシー向上などに対応している（履修規程の別表 3・別表 4 参照）（根拠資料 4-4）。

たとえば、教育効果を学術的に十分対応できるレベルまでボトムアップするために、日本語リテラシーを充実させ、「古文・漢文Ⅰ」「古文・漢文Ⅱ」を開設したが、さらに 2024 年度から「サンスクリット語（中級）」を増設することにした。すでにある「サンスクリット語」と「古典チベット語」を合わせて正課外の科目は 6 科目となる。

2. 長所・特色

教育課程の編成と実施方針を公表し、機会あるごとにその周知徹底に努めている。その結果学生の理解も早く、効率的に単位が修得され 5 年次に課程博士の学位を得られる者が増えてきている（根拠資料 4-5【ウェブ】）。

本学は単一の研究科であるため各々の学科・専攻に分けて学位毎に授与方針を定める必要はない。これは長所・特色であり、極めて明確でシンプルな形である。これを教職員・学生ともども一元的に受容している。

本学の教育課程編成方針（Curriculum Policy）に基づき、仏教学研究科に相応しい教育課程と授業科目を配置し、所定の科目が体系的に編成されている。

本学独自の特色ある少人数教育は、教員と学生の交流をもとにきめの細かい指導が行われている。これは名実ともに本学の大きな長所・特色となっている。

仏教学研究のなかでも特に仏教文献学中心の編成は本学の大きな特徴である。さらに専門科目の一部を「研究」と「演習」に分けて実施しているが、各講義室には仏教学研究上の基本図書が配架されていて、いつでも自由に取り出すことができる。その他の参考図書としてはサンスクリット語・パーリ語・チベット語・漢語の各種辞典及び英語・ドイツ語・フランス語・漢語・韓国語等による専門的な辞典を各講義室に揃えてある。大蔵経では『大正新脩大蔵経』全 100 巻が配架されている。南伝大蔵経（邦訳）の底本となったパーリ大蔵経（PTS）とその注釈書文献も全巻揃えて置いてある。敦煌本の影印本も『敦煌宝蔵』と法蔵・俄蔵・英蔵等大型本が書棚に置かれている。学生は図書館での閲覧とともに基本的叢書を講義室でも見ることが可能となっているのである。また留学生のための「古文・漢文読解」授業のために受講生数に合わせて漢語大辞典（学研）と大字典（講談社）と古語辞典（新潮社）を配架して対応している。これも本学独自のスタイルであり、大きな効果が得られている。

コロナ禍のため学習指導に種々なる支障が出たが、迅速な対応の結果、教員の衛生管理はしっかり守られ授業に影響はなかった。学生がコロナに罹患したが、厳格な衛生管理とオンライン授業で拡大することはなかった。少人数の大学院という利点と迅速な対応とで緊急事態を乗り越えられたのは長所であると考えられる。

また、成績評価、単位認定、学位授与等どれも少人数であるため教務的側面で問題の起こることなく、きめ細かい教員に依る指導で学生は専門の研究に邁進できる体制になっている。

また、毎週開催される全教員全学生参加の「仏教学特殊研究」において、研究発表の後活発な議論が行われ、各教員が全学生の学習成果の効果を把握できるようになっている。

3. 問題点

留学生の多くは母国語の他に日本語を習得した上で博士論文を執筆するために日本の学

生と比較すると数年の遅れがでることが多い。これを解決するために必要に応じて授業料の免除、奨学金の授与、専門に必要な古文漢文、サンスクリット語・チベット語などの授業を別に設置し、さらに日本語支援では論文の添削も行っているが、まだまだ十分とは言えず、より有効な方策を模索している。

少人数教育の眼目は3年次以降毎週行われる論文指導であるが、特に留学生に対しては3年次からでは遅過ぎるとの指摘もあり、教員が自発的に1年次から始めているケースが増えている。これを制度化すべきか否か検討が行われたが、当面各教員の自発的な取り組みに従っている。留学生に偏重することなく日本人学生にも平等に行うにはどうしたら良いか今度の課題である。

平時は静かなキャンパスが、令和2年度にコロナ禍という未曾有のパンデミックに襲われ授業実施の危機に直面した。本学は少人数の大学という利点があり、意思決定も迅速に行えて比較的大きな問題点は無かったが、省みると平時から異常事態への対応をしっかりと行い、教職員・学生の緊急事態対応の共通認識を醸成しておく準備が十分とは言えなかったと認めざるを得ず、あらゆる事態に対応できる準備を怠りなくすることが肝要かと思われる。

4. 全体のまとめ

大学基準の「教育課程・学習成果」については前回の大学評価（認証評価）結果で訂正すべきと指摘を受けた箇所は直ちに是正を行った。

また提言として「長所として特記すべき事項」の欄があり、本学の取り組みを高く評価して頂いた。その後も努力を重ね、留学生の専門分野日本語の習得方法に関する新たな進展を図るべく担当教員と検討を重ねた結果、近年中に教本を編集して上梓できる段階に至った。書名は、『仏典読解初学講座—うひまなび uimanabi—』（仮題）であるが、明治大正昭和の文章理解に苦しむ現代日本人学生にも朗報となるに違いない。

また未修者のためのサンスクリット語の中級を増設し、仏典やインド古典を読めるようにすることを企画し令和6年度から実施する。

コロナ禍の対策については「2. 長所・特色」「3. 問題点」で詳説したが、対応策が比較的迅速に行われたのは教職員一丸となって対処したことに尽きると言っても過言ではない。

第5章. 学生の受け入れ

1. 現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

「本学の3つの方針」の中に「入学者受け入れ方針 (Admission Policy)」として学生の受け入れ方針を公表しており、「修得しておくべき知識等の内容・水準」も記されている（根拠資料4-1【ウェブ】）。「入学者受け入れ方針」は以下のとおりである。

「基礎学力を有し、勉学意欲、知的探究心旺盛で、過去から学ぶべきものを確実に修得し、なおかつ新たな知見を創造し、将来への展望を開くことができるような学生を日本国内のみならず世界に求める。

＜修得しておくべき知識等の内容・水準＞

- (1) 仏教学に関する基礎的知識
- (2) 仏教学関係の原典資料を読解する能力
- (3) 仏教学に関する専門論文を読解する能力

以上のように本学は、国内外を問わず、学習意欲が高く、創造力に富む、健全な人物を学生像として設定している。

また、障がいのある学生の受け入れについては、物理的にはキャンパスはバリアフリーになっており車イスの受け入れは可能であるが、職員数が少ないので障がいの程度によっては本学職員だけでサポート体制を取ることは困難な場合があり、個々の事例毎に対応することになっている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生募集の一環として、まず本学に興味を示す受験者に大学をよく知ってもらうために毎年オープンキャンパスを年2回開催し、教職員と在学生とで来場者に対応し、勉学内容や受験に関連する相談を受けている。また、図書館を始めとする本学の施設を見学してもらい、より興味を高めてもらっている。

学生募集としては、本学研究科と関連する分野を擁する日本国内及び海外の諸大学（学部、研究科）宛てに、募集要項、大学院案内、学生募集ポスター等を送付し、学生への周知を依頼している。その他には、民間で出版している大学や大学院の受験案内書等に学生募集に関する情報を提供している。リクルート社『社会人&学生のための大学・大学院選び』、及びそのインターネット版にも掲載中である。また、インターネットで本学ホームページに募集情報を掲載している。この募集は2月、9月の年2回行われる。さらに、海外募集を年一回5月に行っている（根拠資料5-1【ウェブ】）。

入学者選抜の方法は、日本国内で受験する者に対しては、筆記試験と面接とを課している。海外に居住している者に対しては、出願書類に基づき、面接を行って選考している。面接の方法としてオンライン面接を取り入れて行っている。

入学試験実施の際には、学長の下、専任教員によって次の委員が設けられる。すなわち、

1. 試験問題作成委員
2. 試験監督委員
3. 採点委員
4. 面接委員

である。面接終了後、全教員が出席する合否判定会議を開き合否を判定する。その後、合否判定会議の結果を研究科委員会に諮り合否を決定する。

入学者の選抜は本学の「入学者選抜委員会規程」に則って行われ、学生の受け入れのあり方について恒常的に検証しながら、受験者の合否の判定から入学者の決定に至るまで全教員の3分の2以上の合議によって決定されるので、透明性は確保されている（根拠資料5-2）。

（3）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

本学は一学年定員4名で、5年一貫教育制を取っているので学生定員総数は20名である。過去3年間の入学者数及び定員充足率は下表のとおりである。

入学者数比率の過去3年間の推移

2021-2023 年

	入学者（A）	入学定員（B）	A/B（％）
2021 年度	4	4	100％
2022 年度	3	4	75％
2023 年度	4	4	100％

上表の2021-2023年の過去3年間の定員充足率の平均値は92％である。これを比較のために、さらに2018-2020年の3年間に亘って遡及してみると、下表のとおりである。

入学者数比率の過去3年間の推移

2018-2020 年

	入学者 (A)	入学定員 (B)	A/B (%)
2018 年度	3	4	75%
2019 年度	2	4	50%
2020 年度	3	4	75%

この 2018-2020 年の 3 年間の定員充足率の平均値は 67%である。最近 3 年間と、それ以前の 3 年間をくらべてみると、平均充足率で 25%上昇しており、教職員一丸となつての努力によって、近年定員充足率は改善している。

また、留学生の受け入れについて、本学は開学以来、外国人留学生と日本人学生との比率は概ね半々であるが、国際性の見地から今後ともこの比率を保ちたい。ただ、国際的な多様性という点から見ると現状は留学生の出身地域がアジアに偏っているという問題がある。過去 5 年間の留学生の国別表は次のとおりである。

留学生の国別推移表（過去 5 年間）

令和 5（2023）年 5 月 1 日現在

	令和 1 年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
中 国	8	8	6	4	4
韓 国	2	2	0	0	1
バングラデシュ	0	1	1	1	1
ベトナム	0	0	0	1	1
イギリス	1	1	1	1	1
ドイツ	1	1	1	1	1
メキシコ	1	1	1	1	1
オーストラリア	0	0	0	1	1
合 計	13	14	10	10	11

（４）学生の受入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

定期的な点検・評価については、「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて自己点検・評価委員会が毎年、他の点検・評価項目と併せて、学生の受入れの適切性についても行っている。加えて、学生の受入れについては「入学者選抜委員会規程」の第 2 条第 2 項に、「前項に加え、委員会は、学生の受入れのあり方について恒常的に検証する。」とあるように、学生募集、入学者選抜については、入学者選抜委員会や研究科委員

会などにおいて常時検証を加えながら実施している。

2. 長所・特色

本学の世界における認知度を上昇させるため海外の有名大学の協定校を増やし、さらに英語版ホームページの充実を図るなどの努力をしてきた。その努力により入学者増加に繋がられた。

コロナ禍にあっても海外や国内の多方面に入試情報を発信し募集に努めた結果、海外国内ともに応募状況は好転し、定員充足率の改善に寄与した。コロナ禍の入試方法は前もってネット環境の整備につとめ、さらに予行として顔合わせのオンライン面談を実施し、本試験に臨んだ。運用が定着してきたズーム方式で本学に設置してある大画面モニターに受験生・面接教員 3 名が登場し 1 時間にわたって面接試験を行った。海外の受験生は日本語検定 N2 資格以上を必須とし、試験では通常の日本語会話が行えるかを見る。その上で幾つかの仏教学の問題を提示し回答を得る。その内容によってはさらに深く追求して問題解決能力の有無を判定している。オンライン面接試験には先方の会場の状況把握が容易でないが、受験生のカメラを回転させてもらい他者がいないことを確認した上で行っている。

コロナ禍によってオンライン面接試験を実施するようになったが、面接内容は想定以上に密度の濃いものとなった。グローバル世界での海外受験の方向性が見えてきたようである。

前回の認証評価では定員充足率が不足し、その到達に努力するよう指摘を受けたが、海外有力校の協定校を増やし都合 6 校（ハンプブルグ大学、エトヴェシュ・ロラード大学、オックスフォード大学、カリフォルニア大学バークレー校、フランス国立高等研究院、法鼓文理学院）となった。各大学との相互交流の結果、留学希望者が確実に増えている。これら一連の働きかけによって留学生出身地域が東アジアに偏っているという状況は改善されてきた。ちなみに令和 5 年度の留学生は東アジア以外ではメキシコ 1 名・ドイツ 1 名・イギリス 1 名・オーストラリア 1 名の計 4 名であるが、東アジアは中国 4 名・韓国 1 名の 5 名。東南アジアは、ベトナム 1 名・バングラデシュ 1 名の計 2 名である。因みに日本人は 9 名であり、国内外のバランスと地域に偏らない国際地域バランスがとれている。なお、女性は 9 名、男性は 11 名となった。評価結果の指摘が改善されつつある。

3. 問題点

特記すべき事項なし。

4. 全体のまとめ

前回の認証評価では学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）がホームページ、

『大学院要覧』、『大学院案内』において統一された掲載内容となっていないとの指摘を受けた。これらは直ちに訂正し、次年度の掲載内容はすべて統一させた。

定員管理については、「2017（平成 29）年度において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.80、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.70 と低いので、是正されたい。」との改善勧告を受けた。入学定員の是正については直ちに是正できるものではないが、教職員一同となって種々なる改善策を出し是正に努めた。その結果 2023（令和 5）年度において、過去 3 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 0.92 と改善し、在籍学生数は、収容定員と同数となり改善された。この是正策は今後も継続していく所存であるが、次年度もこの改善が維持される予定となっている。

コロナ禍における学生受け入れは記述したように（2．長所・特色）、コロナ対策を暗中模索する中、結果的に上首尾であったと振り返ることが出来るが、そこに至るまでには数多くの労苦があったことは否めない。受験時に衛生面での対策をどのように施すか二重三重の安全策を講じつつ、試験官自身の安全にも配慮し、万が一の場合の対策も用意するという気の抜けない時が経ち、終焉の時期が待たれた。

第6章. 教員・教員組織

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

本学では求める教員像については、本学の理念・目的の達成に沿った人材を登用すべく、「国際仏教学大学院大学教員選考規程」第2条第2項において以下のように定めている。

- (1) 教育、研究に対する高い情熱をもっている者
- (2) 幅広い知見と国際的視野とを備えた高度な教育能力をもっている者
- (3) 高度な専門性に関わる研究能力をもっている者
- (4) 本学の運営において協調的で、融和力に富む者

また、教員組織の編成方針に関しては、同規程第1条の2において以下のように定めている。

- (1) 専門分野の偏りがなく、かつ教育と研究の均衡を重視する。
- (2) 教育課程に相応した教員配置を行う。
- (3) 国際的最先端の研究成果を講じてもらうために、優れた外国人研究者を客員教授として登用する。
- (4) 教員間の年齢構成のバランスを考慮する。

以上のように本学として求める教員像、教員組織の編成に関する方針は明示されている。

(2) 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

本学では大学院のみの5年制一貫教育をしており、教育課程も仏教学研究を専門とする内容になっている。その仏教学研究は学的性格からすれば仏教文献学と仏教文化学とに分かれるが、前者が主流である。また地理的領域からいえば、インド・チベット、東南アジア、中国、朝鮮半島、日本が主要領域となるが、本学教員組織もほぼこの領域をカバーする態勢となっている。カリキュラムの開講科目ではこれを大きく(1)内陸アジア、(2)南・東南アジア、(3)東アジア、(4)汎アジア、に分けるが、2023(令和5)年現在、内陸アジア2名、東アジアに3名、南・東南アジア1名の配置となっている(『大学院要覧』の「開講科目の授業題目・内容と担当教員」参照)(根拠資料3-1)。

教員の組織的な連携体制については、通年開講の「仏教学特殊研究」においては教員全員が出席し、学生の研究指導を行っており、全学生にとって必修科目となっている。全教員は全学生のそれぞれの研究テーマについて把握し、指導教員の指導を側面から協力する態勢となっている。

研究指導については、2015（平成 27）年度より、複数指導教員による指導を取り入れており、必要に応じて指導教員に正・副の区分をして研究指導に当たっている。

一学年学生定員 4 名、2023（令和 5 年）年 5 月現在、正規学生総数 20 名に対し、専任教員数 6 名なので、大学院設置基準に定められた教員の対学生数比の基準値内にある。

また、教員の年齢構成については高年齢の教員が多いが、これは本学が大学院大学であるため、大学院レベルの教育に当たることのできる教員は、すでに一定の評価を伴った研究者であることが要求されるためである。また、女性教員は 2 名が採用されており、教員数 6 名の中 2 名であるから全体の約 33%に当たる。

（3）教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

本学における教員の採用と昇格については、「国際仏教学大学院大学教員選考規程」に定めがあり、第 2 条には、「教員の採用並びに昇任の選考は、第 6 条から第 7 条までに規定する資格を有する者について、人格、識見、研究並びに教育の能力及び業績、経歴、学会、並びに社会における活動、健康状態等を総合的に審査して行なうものとする。」とあり、それらは以下のとおりである。

第 6 条 教授となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、顕著な研究上の業績をもつ者
 - (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - (3) 大学[旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。]において教授の経歴のある者
 - (4) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
 - (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- 2 前項第 4 号の「教育研究上の業績の審査基準は別表のとおりとする。
- 3 准教授である者が教授に昇任する場合には、本学において 3 年以上准教授の経歴を経た後でなければならないものとする。

また、准教授の資格についても、以下のように改訂した内容を定めている。

第 7 条 准教授となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴が 3 年以上ある者
- (3) 教育研究上の能力があると認められる者

上記第 6 条第 2 項にいう別表は以下のものである。

(別表)

教育歴、研究業績の審査基準

資格	教育歴	研究業績		教育歴、研究業績の 起算時
		著書	論文	
教授	7 年以上	1 以上	7 以上	准教授開始時 (本学以外での教育歴を含む)
准教授	3 年以上		5 以上	講師 (非常勤を含む) 開始時 (本学以外での教育歴を含む)

採用に際しては書類選考の他、面接を実施している。なお、本学の教員採用は准教授以上である。

教員の募集については、原則として一般公募し、その手段はインド哲学・仏教学を開講している大学・研究所等への文書による公募、及びインターネットによっている。

また、教員の昇格については、上記規程の第 6 条、第 7 条によって具体的条件も規定されている。

(4) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

本学では新任教員に対しては新学期開講前に教務委員長がカリキュラムの概要や学生教育の注意点、外国人留学生への指導の諸注意、ハラスメントへの注意を行っており、教員全体に対しては、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会を置いて、毎年、外部講師を招聘して、教授法スキルの向上に努めている (根拠資料 6-1)。

また、学生によるアンケートによる授業評価を行い、教員の教授法向上に役立てている。

(5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、毎年度、自己点検・評価委員会が実施している大学基準に基づく自己点検・評価において、教員組織の適切性についても他の項目と併せて、点検・評価している。その結果に基づいて学問的先進性を有しつつ年齢・性別のバランスを考慮に入れて 40 代の教員 (女) と 50 代の教員 (女) を採用した。

2. 長所・特色

前回の認証評価において指摘を受けた「5年一貫の教育課程において、博士（文学）の学位を取得させることを目的とするため、高度な研究指導の経験を有する教員の採用を優先した措置とみることもできるが、教員組織の編成方針に「教員間の年齢構成のバランスを考慮する」と定めていることに照らして、今後の改善が望まれる。また、女性教員の雇用についても今後の努力が望まれる」とあり、「適切な教員組織が編成されているか検証に取り組むことが望まれる。」と改善案が提示された。これを受け、自己点検・評価委員会での議論を経て研究科委員会で種々検討を重ねた。その結果、前述したように2名の女性教員を採用した。1名は当時40代、1名は50代である。これは全体の専門分野のバランスを考慮した結果であった。全体的に適切な構成になっていると考えられる。

3. 問題点

前回の認証評価の中で、「今後教員の研究活動だけでなく、教育活動や社会貢献活動をも含めた業績を集約する仕組みを設けることが望まれる」と概評を受けたが、コロナ禍もあり、十全な改善案を示すことが出来なかった。今後の課題としたい。

4. 全体のまとめ

教員組織の編成については絶えず検証を重ねてきたが、前回の認証評価の結果を受けその速度を速め、全体の構成を最大限考慮に入れ、さらに高度な先端的研究を志向する大学院博士課程の学生指導を重視して広く国内外に人材を求めた。その結果、欧州ドイツで『涅槃経』を長年研究してきた女性研究員と国内で『続高僧伝』の文献学的研究を積み重ねてきた女性研究者を専任教員として任用することができた。

本章ではコロナ禍の対策は関連しないが、FDのために外部から招聘した講師を対面で行う点で細心の注意を払い実施したことが挙げられる。

第7章 学生支援

1. 現状説明

- (1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「学校法人国際仏教学院行動規範」第6項「教育と研究のための環境維持・整備」には、「よりよい教育のための学習支援、学習環境の整備と、研究成果促進のための研究環境の維持・整備を行います。」とあって、学生支援については本学の行動規範のうちに規定している。

- (2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備しているか。
また、学生支援は適切に行われているか。

(ア) 学生の状況把握

留年者及び休・退学者の状況把握は、学生総数が20名程度なので完全にできている。

学生が授業を幾度か無断欠席した場合には、主として指導教員が、または事務局の職員が、電話、メール、手紙などの手段によって該当学生に連絡を取り、本人から事情を聞くことにしている。したがって休学する者や退学する者の状況は100パーセント把握しているといっても過言ではない。

留年者についても指導教員との話し合いの上で決定されるので、本学に限って修学状況が不明ということはない。

(イ) 補習・補助教育

補習・補充教育については、正規の授業科目とは別に、修了要件の単位数には算入されないが、全学生の必修科目の扱いにして毎週一回、通年開講しているのが「仏教学特殊研究」である。これは主として3年次以降の学生にそれぞれのテーマで研究発表をさせ、それを教員、学生全員で批評検討し、指導する授業であり、学生にとって論文作成と発表の訓練の場となっている。また、毎年6人の学外研究者を招き、最新の研究成果を講義してもらい、新知見を得ることができるようにしている。教員全員が原則として参加することになっており、この授業を通して全教員が学生一人一人の研究テーマを把握することができ、随時指導の助言を与えることが可能になっている。

また、従来留学生の日本語能力向上のために「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を設けていたが、仏教学の古典文献の読解能力の向上のために、2016（平成28）年10月の冬学期から、既存の「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」に加えて「古文・漢文読解Ⅰ」「古文・漢文読解Ⅱ」を新設した。

また、仏教学研究にはサンスクリットの知識が必須であるが、これの未修者のために「サンスクリット語」を開講し、未修者には必修を課している。仏典解説に必要なサンスクリット語はかなり難度が高く、更にその学習を継続したい学生のために2024年度より「サンスクリット語（中級）」という講座を開講することになっており、担当講師も既に決定している。

同じく、南アジア仏教や中央アジア仏教には古典チベット語の知識も必要と想定され、その基礎的な知識を未だ獲得していない学生のために2017年度より「古典チベット語」を開講している。

以上の仏教学特殊研究と、留学生のための日本語、留学生のための古文・漢文読解、未修者のためのサンスクリット語、及び未修者のためのチベット語の履修要領は下表に示すとおりである（根拠資料3-1）

仏教学特殊研究

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
仏教学特殊研究			◎	◎	◎	◎	◎	全学生。

※本学の修了要件には含まれない。

◎…該当する各年次に履修する。

※この科目は、3年次以降の学生と、外部より招聘する専門研究者が現に取り組んでいる研究について発表し、それを受けて全員で討論を行う。

留学生のための日本語

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
日本語Ⅰ	4	4	○	○	○	○	○	日本語能力試験の1級取得を目指す外国人留学生。
日本語Ⅱ	4	4	○	○	○	○	○	

※本学の修了要件には含まれない。

○…該当するいずれかの年次に履修する

留学生のための古文・漢文読解

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
古文・漢文読解Ⅰ	4	4	○	○	○	○	○	外国人留学生。
古文・漢文読解Ⅱ	4	4	○	○	○	○	○	

※本学の修了要件には含まれない。

○…該当するいずれかの年次に履修する

未修者のためのサンスクリット語

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
サンスクリット語	4	4	○	○	○	○	○	未修者。

※本学の修了要件には含まれない。

○…該当するいずれかの年次に履修する。

未修者のためのチベット語

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
古典チベット語	4	4	○	○	○	○	○	未修者。

※本学の修了要件には含まれない。

○…該当するいずれかの年次に履修する。

(ウ) 学習支援

2016 年度より、学生の学習支援のために図書館は業務の一環として開始し、仏教研究に必要な基本資料・情報に関する基礎知識を提供している。また、学生が参考文献表(Bibliography)を作成するための技術的な支援も行っている。さらに留学生には、積極的にライティング・サポートを行い、学術的な文章作成における日本語支援を実施している（根拠資料 3-1）。

図書館が行う学生支援プログラムは次のとおりである。

<全学生対象>

1) 基本資料・情報の提供:

- (1) パーリ語・チベット語訳・蒙古語訳・漢語訳等の大蔵経と目録
- (2) サンスクリット語等の仏典叢書、仏典写本目録
- (3) 大正蔵経・続蔵経等のテキスト・データベース
- (4) 聖語蔵経巻 DVD (学内 LAN)
- (5) 日本古写経データベース
- (6) 敦煌・トルファン等中央アジア出土仏典と目録
- (7) 四庫全書 DVD
- (8) 辞書、事典、文献目録等の参考図書
- (9) 図書・論文データベース
- (10) 研究史に関する著作
- (11) その他

2) 参考文献表(Bibliography)の作成：

- (1) 表記法(日本語・外国語文献)
- (2) 略号(日本語・外国語文献)

<留学生対象>

3) ライティング・サポート

論文、授業での発表用原稿、研究計画書等の日本語チェック

また、国際仏教学研究所も 2016 年度より学習支援を開始し、サンスクリット仏教写本の研究方法や研究成果、その扱い方などについて学生に解説し、助言することを実施している。(根拠資料 3-1)

国際仏教学研究所が行う学生支援プログラムは以下のとおりである。

- 1) 国際仏教学研究所専任研究員が「仏教学特殊研究」等の授業で、サンスクリット仏教写本の研究方法や研究成果について解説する。
- 2) 指導教員の要請に基づいて、国際仏教学研究所専任研究員がサンスクリット仏教写本を利用する学生に以下の助言を随時行う。
 - (1) サンスクリット仏教写本に関する研究資料の紹介
 - (2) サンスクリット仏教写本の所在確認方法と複写入手方法
 - (3) インターネット上で公開されているサンスクリット仏教写本画像データの検索方法
 - (4) サンスクリット仏教写本の方法

以上述べた学生の修学支援における適切性については、これまで主として教務委員会において学生の修学状況を見ながら必要な事柄や問題点を取り上げ、検証し、それを研究科

委員会に提案し、その決議を経て改善を行ってきた。その結果として、未修者を対象とする「サンスクリット語」や「古典チベット語」等の開講があり、また留学生を対象とするものに、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、及び「古文・漢文読解Ⅰ」、「古文・漢文読解Ⅱ」の開講、及び教育補助業務としてのチューター業務がある。

(エ) 奨学金・授業料減免等

奨学金等の経済的支援については、本学独自の奨学金制度を設け、「国際仏教学大学院大学奨学金給付規程」及び「国際仏教学大学院大学奨学金給付細則」のもとに運用し、入学料・授業料減免措置について「入学料並びに授業料の免除及び徴収猶予に関する内規」を定めて学生の経済的支援を行っている。

奨学金の給付額は、一般給付が月額 8 万円で、成績優秀者を対象とした特別給付が月額 18 万円である。返済の義務はない。

奨学金の受給者状況は下表のとおりである。

奨学金受給者一覧（2023 年 4 月 1 日現在）

年次	人数	給付内容	内訳
1 年次学生	4 名	一般給付 80,000 円	日本 2 名、中国 1 名、韓国 1 名
2 年次学生	2 名	一般給付 80,000 円	日本 1 名、ベトナム 1 名
3 年次学生	2 名	一般給付 80,000 円	日本 2 名
4 年次学生	4 名	一般給付 80,000 円	日本 1 名、中国 2 名、バングラデシュ 1 名
5 年次学生	1 名	一般給付 80,000 円	中国 1 名

また、授業料減免状況は下表のとおりである。

授業料減免者一覧（2023 年 4 月 1 日現在）

年次	人数	免除内容	内訳
1 年次学生	4 名	全額免除	日本 2 名、中国 1 名、韓国 1 名
2 年次学生	2 名	全額免除	日本 1 名、ベトナム 1 名
3 年次学生	2 名	全額免除	日本 2 名
4 年次学生	4 名	全額免除	日本 1 名、中国 2 名、バングラデシュ 1 名
5 年次学生	5 名	全額免除	日本 1 名、中国 1 名、イギリス 1 名、ドイツ 1 名、メキシコ 1 名

以上のように、現状として在籍学生の半数以上が奨学金や授業料減免の経済的支援を受けており、経済的支援について本学は十分な対応ができています。

さらに学外の奨学制度としては、日本人学生対象の独立行政法人日本学生支援機構による貸与の奨学金のほか、日本人学生対象の小谷育英会「一般奨学制度」による貸与の奨学金（1、2 年次学生月額 10 万円、3～5 年次学生月額 14 万円）や、外国人留学生対象の給付奨学金「インナートリップ国際交流協会在日留学生奨学生」（月額 5 万円）などがある（根拠資料 3-1）

（オ）健康、学生相談、ハラスメント

また、学生の健康に関しては、その状態をよく把握し、健康保持・増進を支援するために、毎年、新入生も含め、5 月に外部医療機関に委託して健康診断を行っている。例年、受診率は高く、ほとんどの学生が受診している。

心の問題を抱える学生に対する対応としては、学生相談室を設けて事務局を相談窓口として、カウンセラーによって、

- (1) アカデミック、セクシュアル・ハラスメントに関すること
- (2) 修学に関すること
- (3) 人間関係に関すること
- (4) 生活に関すること
- (5) 心理相談
- (6) その他の相談

などの問題に対応している（根拠資料 7-1）。相談窓口の本学職員と学生との関係は密になっているので、職員は個々の学生の状況を精神状況も含め、概ね把握できている。また、

教員と事務職員との関係も緊密であるので、日常的な接触の中で心身の健康・安全・衛生への配慮を必要とする学生の情報も共有され、その対応も協議できる状況にある。

学生の健康管理に対しては、近隣医院の医師に校医をお願いし、必要なアドバイスを受けることになっている。また医療や安全問題に対応するために学生保険として、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」の加入を扱っており、事故やケガに備えている（根拠資料 3-1）。

ハラスメントについては、「学校法人国際仏教学院行動規範」の第一項に「仏教が目指す自己と他者との双方の向上に、構成員が互いに努力研鑽します。個人の人格や人権を尊重し、差別やハラスメントなどが起きないように努めます。」とあり、また、ハラスメント防止等に関する規程を設け、ハラスメント防止の研修会を開催して意識を高めている（根拠資料 7-2【ウェブ】、7-9、10-1-6）。

なお、コロナ禍の間、一層学生の健康チェックと管理に努め、感染を防ぐため、マスク着用やアルコール消毒等の対策を徹底し、一年以上ほとんどの授業はオンライン形式で行われ、その後もハイブリッド形式（対面とオンライン併用）を実施してきた。その対策が効果を発揮し、把握できる限りでは、学生のコロナ罹患率者は数名にとどまり、全員軽症であった。

（カ）進路支援

また、学生進路支援に関しては、本学は学生定員総数 20 名のうち、半数は外国人留学生であるので、修了後は帰国する者がほとんどである。日本人学生にしても学部卒業生以上で、他の大学の修士課程を修了してから一年次に入学してくる学生も多い。そのために修了時の年齢が高く、一般企業への就職を希望する学生は極めて少ない。修了者は研究所や大学などで研究職を目指すことになるが、これにはポストが少ない。

このような状況下で、本学ではキャリア支援に関する組織体制を構築するまでに至っていない。もっぱら教員の個人的ネットワークをメインに活用して研究職への方途を探り、それでこれまで一定の成果を収めてきている。

なお附言すれば、本学附置の日本古写経研究所では優秀な学生について、非常勤ではあるが、プロジェクトの研究員として雇用してきており、また科学研究費補助金等によるプロジェクトの非常勤研究員としての雇用もありうる。

（キ）留学生のための学生寮

海外からの留学生を対象に、経済的負担の軽減を意図して学生定員の半数程度の部屋数を有する学生寮を用意し、学生生活の一助としている（根拠資料 7-4、7-5）。

(3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

定期的な点検・評価については、「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて自己点検・評価委員会が毎年、他の点検・評価項目と併せて、学生支援の適切性についても行っている。学生支援については、自己点検・評価委員会での議論を経て、教務委員会等の関連委員会で審議し、改善・向上の努力を続けている。

2. 長所・特色

本学では学生支援に関する方針を本学の「行動規範」の中に定めており、学生総数が少ないために目配りが行き届き、修学支援も十分に機能しており、経済的支援についても充実した奨学制度がある。学生の生活支援も適切に行われている。ただし、障がいのある学生の受け入れについては個々の事例毎に対応することになっている。

本学は学生の外国人留学生比率が高いので、教育環境についてもそれを反映させた支援を行っている。日本語教育のための授業科目の増加、教育補助業務による日常生活と日本語リテラシー向上のための学習支援、奨学金による生活支援などで、手厚くきめ細かい支援が実現できている。補助教育として現在、未修者のための「サンスクリット語」や「サンスクリット語（中級）」、「古典チベット語」等を開講している。これによって学生の仏教文献読解力は大いに飛躍している。

3. 問題点

入学する日本人学生も外国人留学生も仏教学の知識については個人差が有るので、古典語学や近代語学の学習継続はもちろん、仏教の思想や歴史等についても補った方が良いと思われる場合がある。「サンスクリット語」や「古典チベット語」等の新しい講座を開き、文献読解の効果があがっているものの、更に努力を続けるとともに、仏教学の知識を深める措置を講じなければならない。

なお、外国人留学生への支援は、学生の学修状況、生活状況を見ながら適宜必要に応じて、事務局、教務委員会などで必要な措置を講じていく体制を継続する。

4. 全体のまとめ

本学は、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示している。

この方針に基づき、学生支援の体制は整備されており、支援活動は適切に行われている。まずは、その制度を適切に整備し、学生の修学に関する適切な支援の実施、学生の能力に

応じた補習教育や補充教育等の正課外教育を行っている。

なお、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、奨学金その他の経済的支援を整備し、授業その他の費用や経済的支援を行い、それに関する情報提供も行っている。

また、学生の相談に応じる体制を整備し、ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備に積極的に取り組んでいる。

更に、学生の心身の健康、保健衛生及び安全を配慮し、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を実施している。

上述のように幾つか問題点が残り、改善の余地もあるが、大学全体でそれらの改善・向上に積極的に取り組んでいる。

第8章 教育研究環境等

1. 現状説明

(1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

本学では「学校法人国際仏教学院行動規範」第6項の「教育と研究のための環境維持・整備」に、「よりよい教育のための学習支援、学習環境の整備と、研究成果促進のための研究環境の維持・整備を行います。」と定め、教育や研究環境の維持と整備に努める方針を明示している（根拠資料7-2【ウェブ】）。

コロナ禍においてもタブレット導入・貸与によって学生と教員との密接な通信が行われ、かつ学習支援も添削によるより正確な日本語の提示によって研究内容の深化が図られた。オンライン授業の実施にあたってはタブレットを貸し出し、通信料を大学持ちとし、コロナ終焉までは大学授業のための使用に制限を設けなかった。

図書館の使用に関してはコロナ禍の状況に応じて厳しい制限を設定した時期、緩行した時期などがある。しかし、図書館開館と図書貸し出しに伴う感染拡大を危惧し、授業の大半はPDFもしくはワード資料を添付して、講義や予習、復習のために用い、その結果教育研究活動に支障は出ていない。

(2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

本学は2010（平成22）年3月29日、従来の港区神谷町のキャンパスから現在の文京区春日の地へ移転した。新キャンパスは従来よりも校地面積も広く、校舎もより大きくなり、十分な収容力がある。緑の多い静かな住宅街にあつて学的環境として優れている。

- ・校地面積：9,107 m²（専用・所有）
- ・校舎面積：6,241.42 m²（専用・所有）

・研究室・講義室等の概要

区 分	状 況
教員研究室	教員研究室 9 室
研究員室	研究員室 6 室
共同研究室	共同研究に使用 2 室 (25 席、12 席)
講義室	大講義室 (36 席) 1 室 中講義室 (13 席) 1 室 小講義室 (9 席) 1 室
講師控室	講師控室 (6 席) 1 室
学生自習室	自習室 1 (10 席) 1 室 自習室 2 (10 席) 1 室 自習室 3 (10 席) 1 室
学生休憩室	学生休憩室 (15 席) 1 室
図書館	2,283.26 m ² (閲覧席 34 席、収容可能冊数 25.5 万冊)
ホール(春日講堂)	公開講座等に使用 (200 席)
ラウンジ(春日講堂)	ラウンジ (24 席) 1 室
テラス(春日講堂)	休憩用椅子 (8 席)
寄宿舍 (四方寮)	寮室 (外国人留学生用) 8 室 ゲストルーム (ゲスト用) 3 室

・図書館の概要：後述

学生自習室は、合計 3 室あり、各室に机 (10 席)、パソコン 1 台、プリンター 1 台、共用書棚がある。各机には、LAN (含無線) の接続口があり、学生が個人のパソコンを持ち込んで接続すれば、常時インターネットに接続できるように設備されている。学生は、学生自習室の他、図書館の書庫、コピー機、図書館の蔵書検索用端末を必要に応じていつでも利用出来るようになっている。

キャンパス・アメニティーに関しては、現在の校地はもともと閑静な住宅街にある国有地で、大きな樹木が多数あった所である。キャンパス建設の際、できるだけ樹木を残すという条件が地元行政の要請であった。それだけに校舎の周りは樹木が多く、教育研究に快適な環境を得られている。また、校舎の建物自体も一般社団法人日本建設業連合会 (日建連) が、毎年、優れた建築物に対して与える「BCS 賞」を 2014 (平成 26) 年度に受賞し、「周辺住宅地に配慮し、高さを抑え分棟化することで、緑の中に見え隠れする快適なキャ

ンパスとなっている。歩道提供、構内緑地公開、さらには味わい深い外装と適切な維持管理により、地域の品格向上に果たした役割は大きい。」という評価を受けた。このようなキャンパスは現在、日々の適切な維持管理によって、安全と快適さが保たれている。

（３）図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については、まず現在の蔵書数（2022年度財産目録集計表）は161,767冊で、内訳は図書139,556冊（内国書52,759冊、外国書86,797冊）、雑誌20,592冊（内国雑誌8,124冊、外国雑誌12,468冊、タイトル数は内国雑誌1,191タイトル、外国雑誌1,146タイトル）である。また視聴覚資料1,619点を所蔵し、サンスクリット語原典はじめ、欧米諸語の研究図書も充実している。

本学開学時1996（平成8）年4月の蔵書数は79,202冊であり、個人コレクション8,192冊（新井文庫目録）の受入れを除くと、1年度平均2,755冊程の増加となっている。

選書については、「図書館運営委員会規程」第5条に基づき、全専任教員が出席する図書館運営委員会にて審議され、本学の教育研究に必要な資料が選定されている。

教職員の推薦する図書、学生の希望する図書も、随時受付けている。

現在、外国研究機関149件、国内研究機関125件に本学研究紀要及び仙石山仏教学論集を寄贈しているが、交換で各大学の研究紀要等の非売品資料を受贈している。国内外の研究者への寄贈は、新刊書や図書館が所蔵しない図書や論文の抜刷の入手にも有効である。寄贈先については、図書館運営委員会にて、本学の教育研究成果の広報と学術交流の観点から逐一検討が行われ、適切に管理・運営されている。

図書館資料の内、冊子体資料は、貴重書を除き、すべて閲覧でき、「日本十進分類法」を基準とした図書館分類法のもとに主題ごとに和洋書の区別なく配架されているので、ブラウジングに適している。

仏教研究の基本資料となる大蔵経について、明治期以降刊行された主要なパーリ文、チベット文、モンゴル文、漢文の各大蔵経、敦煌・トルファン等中央アジア出土の仏典、隋・唐から奈良時代南北朝期までに至る約5,000巻の写経・版経からなる『聖語蔵経巻』等を冊子やマイクロ資料、CD/DVD等のデジタル資料で所蔵する。特に、大蔵経については、冊子やマイクロ資料を所蔵していても、デジタル資料が刊行された場合は極力購入し、学内データベースに格納しているので、学内LANを通して、自習室、研究室、講義室等、学内どこからでもアクセスし、閲覧と印刷ができる環境にある。

所蔵資料の書誌情報は、すべて図書館システムCarin（京セラコミュニケーションシステム制作）に登録され、インターネットを通してどこからでも蔵書検索でき、いつでも資料の所在と貸出等の利用状況を確認することができる。

学内利用者については、Carinに利用者サービス機能MyCarinがあり、利用者本人の貸出・予約状況、貸出履歴を知ることができる。

本学日本古写経研究所が制作している「日本古写経データベース」を図書館内の専用パソコンで画像検索・閲覧・印刷ができる。専用パソコンは、漢文大藏経と敦煌出土漢文仏典の配架場所に隣接して配置され、それら資料との対照が容易であり、漢文仏典研究の利用環境は十分整備されている。

中国最大の漢籍叢書『四庫全書』（文淵閣本）のデジタル版専用パソコンも「日本古写経データベース」専用パソコンに並置され、約 8 億字分の全文テキストデータの検索と印刷が可能である。

無料公開されている電子ジャーナルについては、図書館システムの当該雑誌の書誌情報に”EJ”（E-Journal）の記号を付し、Web サイトとリンク付けしているため、現状では 250 誌について、書誌情報から直接アクセスし、論文の閲覧・印刷等ができる。無料公開雑誌は、国内の機関リポジトリはじめ、海外でも年々増加する傾向にあり、この措置は有効と考える。

本学が所蔵しない中国大陸にて刊行された学術雑誌、新聞、学位論文、学会論文については、中国の総合学術情報データベースである CNKI（China National Knowledge Infrastructure、清華大学制作）を利用している。

仏教辞典については、東京大学の Charles Muller 教授と契約し、デジタル仏教辞典（Digital Dictionary of Buddhism）を学内どこからでも利用できる環境にある。

学術雑誌に関して、新着雑誌コーナー等では、年間受入雑誌 515 誌をブラウジングできる。図書館はブラウジング効果を重視し、冊子購入を基本としているが、近年ヨーロッパ刊行の学術誌の価格高騰もあり、中国大陸刊行の雑誌で、利用頻度の低いものは冊子購入を中止し、CNKI をより広範に活用することで補っている。

次に電子情報と書誌学的研究成果の発信について述べる。本学の「国際仏教学大学院大学附属図書館規程」第 2 条第 1 項で、図書館は、本学の教育・研究活動の成果と図書館の研究活動の成果を広く社会に還元することにより、社会貢献に寄与することを任務とする、と定めている（根拠資料 8-1）。

図書館は、国立情報学研究所が提供する「学術機関リポジトリ構築連携支援事業」に参加し、2013（平成 25）年 10 月より「学術成果コレクション」を本学 Web サイトに立ち上げ、本学の教育研究成果を公表する『国際仏教学大学院大学研究紀要』、学生の研究成果を公開する『仙石山仏教学論集』（前誌『仙石山論集』）、日本古写経研究の最新成果を公表する『日本古写経研究所研究紀要』、『いとくら』（日本古写経研究所発行）、研究成果を世界に発信する『Bulletin of the International Institute for Buddhist Studies』（国際仏教学研究所発行）、『受贈資料リスト』（図書館発行）等、本学逐次刊行物の創刊号より最新号まですべてをデジタル化して世界に発信している（根拠資料 8-2【ウェブ】）。「学術成果コレクション」のダウンロード総数は 2021（令和 3）年度が 21,277 件、2022（令和 4）年度が 22,836 件である。

奈良・平安・鎌倉時代の一切経の存欠状況を一覧化した『日本現存八種一切経対照目録』（日本古写経研究所編纂）や絶版となった国際仏教学研究所の叢書も順次公開している。国際仏教学研究所の出版物について、将来的には刊行の 2 年後、著者の承諾があれば PDF

を公開する予定であり（本学学術刊行物受贈調査英文アンケート）、電子情報の発信は益々加速する見込みである。

「国際仏教学大学院大学附属図書館規程」第 2 条第 1 項で、図書館は、収集した資料を活用した書誌学的研究を推進することを任務とする、と定めている（根拠資料 8-1）。

図書館の出版叢書『大蔵経対照目録』の第 1 冊として、漢文大蔵経の標準版『大正新修大蔵経』と敦煌出土仏典との対照の便宜を図る『大正蔵・敦煌出土仏典対照目録』（暫定第 3 版 2015 年デジタル公開）（初版 2005 年、第 2 版 2006 年に冊子にて刊行）、『大正新修大蔵経』と本学が所蔵するその他の漢文大蔵経との対照の便宜を図る『大正蔵・九種大蔵経対照目録』（暫定版）を継続編纂し公開している。後者については、2004 年に冊子で出版した『大正蔵・中華蔵（北京版）対照目録』（『大蔵経対照目録』第 2 冊）＜書評：『佛教學セミナー』81（2005），p. 42；『禅学研究入門』2006，p. 31；『中国仏教研究入門』2006，p. 6，50＞に、図書館所蔵の他の漢文大蔵経や『聖語蔵経巻』（刊行中）を追加対照した刊行物で、今後刊行される漢文大蔵経があれば逐一追加する予定である。

現在は図書館運営委員会の承認のもと、『大蔵経対照目録』第 3 冊として、敦煌以外のトルファン、ハラ・ホト等の中央アジア出土漢文仏典の調査を進めている。

仏典の写本目録、大蔵経目録をはじめとする仏典研究に関する書誌学的研究成果を集成した Yasuhiro Sueki: *Bibliographical Sources for Buddhist Studies; from the Viewpoint of Buddhist Philology* に関して、当初は国際仏教学研究所の叢書の 1 冊として、初版を 1998 年＜書評： *Journal of the Royal Asiatic Society*, 2000, p. 287；『東方学』100（2000），pp.159-160； *Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens*, 46（2002），pp.259-261 等＞、増補改訂第 2 版を 2008 年＜書評： *Indo-Iranian Journal*, 51（2008），pp. 195-203； *Orientalische Literaturzeitung*, 104（2009），pp.586-587 等＞に刊行した。現在は、年 2 回定期的にデータ更新し、PDF を継続公開している。

『研究紀要』が本学教員の退職記念号となる場合は、当該教員の著作目録を編纂する。

以上、図書館の書誌学的研究成果は、書評や「学術成果コレクション」における PDF の閲覧数、ダウンロード数により広く利用されていることが知られる。

今後も社会貢献に寄与すべく、図書館の研究活動を推進する。

次に図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境の現況を述べる。

ア．図書館の規模

図書館は、地上 3 階地下 1 階の 4 層から構成され、書庫の総床面積は貴重書庫を含め 2,283.26 m²であり、1,749 連の書架が設置されている。文部科学省による学術情報基盤実態調査の際に用いられる方法（書架総延長×25 冊÷0.9）に基づき、現状の棚数より求めた収容可能な図書の冊数は、255,000 冊程で、今後 30 年以上の収容は確保されている。

閲覧座席は 34 席あり、学生収容定員数（20 名）をはるかに上回っている。

書庫には、各階に OPAC（蔵書検索）用の専用パソコンを各 1 台配置し、さらに無線 LAN

を設置しているので、利用者持参のパソコンのインターネット利用もできる環境にある。

イ. 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

仏教学の研究図書館として、選書、資料組織化、レファレンス・サービス、書誌学的研究等の業務を円滑に遂行するためには、図書館業務に精通した司書と、仏教学の専門知識を有する職員が必要である。

図書館長（教授）の他、図書館職員 5 名の内、4 名が司書の資格を有し、3 名が本学の兼任研究員である。正職員 1 名及び兼務職員（アルバイト）3 名のうち 2 名が、仏教学専攻の博士の学位取得者であり、適切な配置と言える。

ウ. 図書館学習支援プログラム

「国際仏教学大学院大学附属図書館規程」第 2 条第 2 項で、図書館は、利用者への多様な支援活動の展開をしながら、本学の教育・研究の発展と充実に寄与することを任務とする、と定めている（根拠資料 8-1）。

従来より実施してきた利用ガイダンスや文献検索ガイダンスとは別に、2016（平成 28）年度より「図書館学生支援プログラム」を策定し（「図書館規程」別紙参照）、学生が博士の学位を取得するための支援を 3 名の兼任研究員が行っている。

全学生を対象に、レファレンス・サービスと重なる部分もあるが、各種大蔵経とその目録、各種データベース等、仏教研究に必要な基本資料・情報の紹介と利用方法のガイダンス、参考文献表（Bibliography）の作成方法をサポートしている。

学生と全専任教員が出席する「仏教学特殊研究」の授業に年 2 回、図書館学生支援プログラムが割り当てられており、特に学生の希望が多いプログラムがガイダンス形式で実施されている。その他、グループ別、個別対応等、業務に支障がない範囲で、可能な限り、学生の希望に沿うよう努めている。

留学生には、学生支援の一環として日本語のライティング・サポートを実施し、論文、授業での発表原稿、研究計画書等の日本語のチェックを行っている。

支援プログラムの内容や進め方に対する学生の評価を把握するとともに、図書館運営委員会にて実施報告を行い、教員との連携のもと、学生の成果や課題の把握に努めている。

今後は、仏教研究に必要な基本資料・情報に関する学生の習熟度をアンケート調査し、実施内容・方法に活用する。

エ. 開館日数及び時間

図書館棟は大学棟と接続しており、大学全体の施設利用に合わせ、原則、土・日曜日、国民の祝日、創立記念日は閉館としている。

2022（令和 4）年度の開館日数は 238 日であり、私立単科大学の平均開館日数 240 日（令和 4 年度学術情報基盤実態調査結果報告書）より 2 日ほど少ないが、年末・年始を除き、長期休業中にまとめて長期閉館することはない。私立大学の授業実施日でない日の平均開

館日数は 71 日であるのに対して、82 日と平均を大きく上回っている。

開館時間は 10:00-18:00 で、長期休業中は 10:00-16:45 と短縮されている。

研究機関に所属しない一般の利用者（地域住民含む）については、公共図書館発行の紹介状と身分を証明できるものを持参すれば、閲覧・複写ができる。

2022 年度より過去 6 年間の学外利用者の利用者数と利用回数は、以下の表のとおりである。

学外の利用者数・利用回数

年度	利用者数	利用回数
2017（平成 29）	42	110
2018（平成 30）	51	96
2019（令和 1）	43	95
2020（令和 2）	0	0
2021（令和 3）	0	0
2022（令和 4）	15	34

＊2020（令和 2）年、2021（令和 3）年はコロナ禍のため学外者の利用を謝絶

利用者の内訳人数は、以下の表のとおりである。

利用者の内訳人数

年度	本学修了生	大学・研究機関の教職員	他大学学生	一般利用者
平成 29	2	27	7	6
平成 30	0	36	11	4
令和 1	1	28	9	5
令和 2	0	0	0	0
令和 3	0	0	0	0
令和 4	1	18	5	1

＊令和 2 年、令和 3 年はコロナ禍のため学外者の利用を謝絶

次に、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備について現況を述べる。

本学図書館は、国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT）に参加し、全国の大学図書館との図書、雑誌等の書誌情報の共有化を図っている。図書館システム CARIN には蔵書の全書誌情報が自館入力により蓄積されているが、NACSIS-CAT への所蔵情報登録のため、現在 NACSIS-CAT への書誌の遡及登録を急いでいる。現在の登録件数は 59,400 件であり、全所蔵数の約 40%である。仏教学関係図書の半数は NACSIS-CAT に登録さ

れており、今後全件の登録を目指し、NACSIS-CAT 利用者の便に供する。

国立情報学研究所（NII）の図書館相互貸借サービス（NACSIS-ILL）にも参加し、図書の相互貸借、文献複写の受付・依頼のサービスを実施している。図書の相互貸借については、2015（平成 27）年 11 月より開始した。

2022（令和 4）年度の文献複写の受付・依頼、図書の相互貸借の実績は以下のとおりである。

文献複写 受付：82 件 依頼：22 件 相互貸借 受付：37 件 依頼：37 件

NACSIS に関する会計業務については、NACSIS-ILL の料金相殺制に参加しており、会計処理が軽減されている。

（４）教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

学生定員総数 20 名に対しては、上記のようにその教育研究活動を支援するのに十分な環境が用意されている。特に本学においてはその教育研究の形態は文献研究が主たるもので、図書館の充実は大きなアドバンテージである。

また、各講義室には文献研究に必要な辞書などの工具書類、『大正蔵経』をはじめ数種の大蔵経が複数セット備えられており、教室内で閲覧可能になっている。

教育補助に関しては、「教育補助業務に関する規程」を設け、外国人留学生の授業理解促進のために教育補助業務として日本語学習に関わる指導及び支援を行うべく、指導教員からの要請に基づき教育補助業務担当者を本学課程履修生、本学研究生、本学卒業生の中から研究科委員会が選考することとしている（根拠資料 8-3）。

また、2016（平成 28）年 10 月の冬学期から、留学生向けの日本語能力習得のための授業は、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の他に、さらなる日本語リテラシー向上のために「古文・漢文読解Ⅰ」「古文・漢文読解Ⅱ」を新設し、履修、単位についての説明を『大学院要覧』中に明記している。これらの授業は担当する非常勤講師を任用して行っている。

教職員の研究費については「国際仏教学大学院大学研究費規程」に基づき支給されている。個人研究費としては、図書購入の費用として専任教員及び専任研究員は年額 20 万円、研究職にある職員は年額 10 万円の予算使用枠が与えられている。

研究旅費については、同規程に専任教員及び専任研究員は年間 30 万円、研究職にある職員は年額 10 万円と規定されている。また、それは年度の残額を上限 30 万として次年度に繰り越すことができる（根拠資料 8-4）。

次に、教員個室等の教員研究室の整備状況であるが、これは、専任の教員・研究員、客員の教員・研究員に専用の個室が与えられている。教員の個室は概ね 22～24 m²、研究員のそれは概ね 15 m²である。個室には書架も整備され、教員の個室では、論文指導等の授業も行われている。

教員の研究時間を確保させる方途としては、本学は 1 研究科 1 専攻のみの大学であるの

で、大きな大学のように専任教員が研究活動以外の、大学運営に費やす時間は少ないと思われる。又、専任教員の大学における勤務日は週 3 日とし、勤務日以外の日是在宅研修日とすることになっている（根拠資料 8-5）。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、国内外の学会、シンポジウム等の会合の案内は定期的に行われている。また、公開研究会は毎年 2 回ずつ開催している。学会も比較的小規模な学会であれば開催することができるので、2012（平成 24）年 7 月 7 日には仏教思想学会の第 28 回学術大会を本学で開催した。

（５）研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理の遵守については「国際仏教学大学院大学における研究活動に係わる行動規範」に、要点として以下の 6 点を定め、その遵守に努めている。

- 1) 研究費の不正使用の禁止
- 2) 研究活動における捏造、改竄、盗用、等の不正行為や論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為などの禁止
- 3) 研究活動に伴う守秘義務の遵守
- 4) 研究活動にあたり、産官学連携に伴う利益相反の発生に留意すること
- 5) 研究活動における個人の人格と自由の尊重、その属性及び思想信条による差別の禁止、ハラスメントの禁止
- 6) 不正行為の看過の禁止

さらに公的研究費の運用については、その運用と管理に関して「国際仏教学大学院大学における公的研究費運用・管理規程」を設けて、その研究費の適正な運用と管理を促している（根拠資料 8-6【ウェブ】）。

また、公的研究費の不正な使用があった場合に備えて「国際仏教学大学院大学における公的研究費の不正使用の調査等に関する規程」を設けて、調査委員会の設置と運営とを定めている（根拠資料 8-7【ウェブ】）。

さらに、公的研究費に関する不正に限らず、学生を含む本学の研究に関わるすべての研究者の研究活動における不正を防止するために「国際仏教学大学院大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を定めて、継続的に研修会並びに必要なに応じて個別に研修を行って防止に努めている（根拠資料 8-8）。

（６）教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

定期的な点検・評価については、「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて自己点検・評価委員会が毎年、他の点検・評価項目と併せて、教育研究環境についても行っている。

その例証として、図書館と国際仏教学研究所において、業務の一環として学生の学習支援事業を開始したことが挙げられる。この事業は現在に至っても有効に機能している。これは自己点検・評価委員会の議論を経て、学生の現状を観察し、図書館及び国際仏教学研究所の業務を検証し、両機関の運営委員会において計画し、研究科委員会において承認され、実行に移されたものである。

また、教育研究環境の基礎となる学内 LAN 設備、図書館蔵書管理システムは定期的な更新を必要とし、今までも実施している。同様に教育研究環境の基礎となる校舎等建物は、経年劣化による修繕を必要とする時期になっている。このような定期的な更新・修繕を必要とするものは中期計画に反映させて実施することになっている。

教育研究環境に関する計画外の取組の一例として対処を余儀なくされたのは、2020 年頃に顕在化した新型コロナウイルス感染症の蔓延である。遠隔授業の実施を検討し、そのための学内 LAN の設備増設や新たなアプリケーションの導入、学生に対する貸し出し用のタブレットの調達、等により事態に対処した。

2. 長所・特色

教育研究等の環境に関しては、学生の学習や教員の教育研究活動が十分になされるよう条件を明示するとともに様々な機会を捉えて最新情報を提示し、円滑な学習・研究が行われるように配慮・支援している。

附属図書館や附属国際仏教学研究所、および附属日本古写経研究所からの学術情報サービスを定期的に行っており、国内外からの研究者も本学の取り組みに多大な関心を寄せている。

3. 問題点

特記すべき事項無し。

4. 全体のまとめ

教育研究等の環境については国際的な仏教学研究を先導する本学にとって最も重要な要素となっている。図書館には、基本的な各種の大蔵経を取り揃えているが、特に近年では宋版思溪藏を中国国家図書館との共同編集によってその復刻本を完成させ、図書館に全巻を収蔵した。また国際仏教学研究所では世界に散在している梵語仏典のガイドと入手可能な画像をデータベース化している。文献を必要とする学生・教員はそれらを閲覧できる。また日本古写経研究所では平安鎌倉時代に書写された一切経を精力的に撮影しデータベース化していてすでに1万巻に達している。これらも自由に閲覧可能であり、国内はもとより海外の研究者から評価されている。ただ、これはネットからの閲覧は一部分だけで全巻

自由に見ることはできない。そのため当初は海外の研究者から不便だとのお叱りを受けたが、ハッキングを避けるためにとられた処置である。

また、コロナ禍の対応策は各章で縷々述べたところであるが、教育研究等の環境を最善とするための策をここで再度略述しておきたい。

コロナ禍蔓延の様相が見え始めた当初は全く五里霧中であつた。空気感染が主か、接触感染が大半か全く読めなかったが、前者については室内、特に講義室の換気をどのようにするのかやや過度な対応で窓を開け閉めていた。また乾燥を避けるため、加湿器を購入したが、十分な設置ができず、何枚もタオルを濡らして室内に置き、湿度を 50%乃至 60%に保った。

また接触感染の可能性では、ドアノブなどを毎日除菌することに加え、特にトイレには気を遣っていた。ペーパータオルをそれぞれ置いて手を拭くようにしたが、そのペーパータオルを持ってトイレのドアを開け、閉めるときには足でドアを抑えながらゴミ箱に捨てるように指導したりした。また、便器には紙敷きを全てのトイレに設置し、直接接触の危険を避けた。

以上はコロナ対策の一例であるが、過度に対応し過ぎた面もあるが、結果的にはコロナ禍による直接の打撃を受けなかったことは事実である。これは学生・教職員ともに少人数である上に全員が大学の方針に従い、積極的にマスク着用、除染等に参加したことに依るのであろう。コロナ禍を全員で乗り越えたことは誠に幸いであり、その間にも教育研究環境を整え、国際化情報化の波に乗って本学の研究が国際的に注目されていることに学生教職員ともに感じているのが現状かと思われる。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

(1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するため社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「学校法人国際仏教学院行動規範」に社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。すなわち、その第3項「社会的使命と責務の達成」に、「本学の社会における存在意義を自覚し、常によりよい教育と研究の活動を目指し、それを広く社会に向けて発信することによって、本学の社会的使命を達成します。」とあるように、教育研究の成果を社会に発信することを明記している。

また、同規範の第4項「教育活動による社会貢献」では「教育活動により本学の理念・目的に沿った有為な人材を育成し、広く国際社会に貢献することを目指します。」として、教育活動による国際貢献を行動規範として定め、さらに同規範の第5項「研究活動による社会貢献」では「研究活動を活性化し、最新の研究成果の発信によって広く社会へ貢献し、学問の進歩に役立てます。また啓蒙活動を通じて、地域社会はもとより広く社会へ還元します。」として、研究活動を通じての社会への貢献、啓蒙活動を通じての社会への還元を明記し、行動の規範として明確化している（根拠資料7-2【ウェブ】）。

さらに地域社会への協力的方針としては、後に記す社会還元の一環として公開講座を開講しているが、その「国際仏教学大学院大学公開講座規程」第2条に「本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。」として、地域社会への貢献、協力を明確にしている（根拠資料9-1）。

このように、教育研究活動の成果を広く社会に還元し、貢献するという方針を明示している。なお、本学は文系の研究科大学院であるために、産学共同による技術協力や、技術開発、委託研究などとは関わっていないので、具体的な方針は定めていない。ただし行政機関との連携については、協力要請があれば個別に対応することになっている。

(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動としては、本学では公開講座、仏典講読講座、公開研究会を毎年開催して、広く社会還元を行っているほか、附置日本古写経研究所が研究プロジェクト実施期間に広報誌『いとくら』を2006（平成18）年の第1号から2023（令和5）年の第12号までを刊行した。

公開講座は原則として本学の専任教員が講師となり、年3回無料で開講している。ここ5年間の実施内容を掲げると、以下の表のとおりである。

公開講座実施内容一覧（過去 5 年間）

開催年度	開催日	講 師	演 題
2019（令和元）年度	5/11（土）	落合 俊典 教授	一遍の踊念仏
	10/12（土）	デレアヌ フロリン 教授	※台風により開催中止
	11/9（土）	藤井 教公 教授	霊山 ^{りょうぜん} 八ヶ年—『法華経』の 説時について—
2020（令和 2）年度	※新型コロナウイルス蔓延により開催中止		
2021（令和 3）年度	※新型コロナウイルス蔓延により開催中止		
2022（令和 4）年度	5/14（土）	斉藤 明 教授	「仏教における人・動物・ 植物—「草木成仏」説を再 考する—
	10/8（土）	デレアヌ フロリン 教授	インドにおける輪廻転生の 理解と展開
	11/12（土）	池 麗梅 教授	高王観音経—祈りから生ま れた経典
2023（令和 5）年度	5/13（土）	落合 俊典 教授	バチカンと日本古写経
	10/14（土）	藤井 教公 教授	※講師インフルエンザ罹患 により開催中止
	11/25（土）	幅田 裕美 教授	シルクロードの遺産—トカ ラ語仏教

また、仏典講読講座も無料で、年 7 回の開催で、毎年開講している。最近 5 年間の実施内容は以下の表のとおりである。

仏典講読講座実施内容一覧（過去 5 年間）

開催年度	開催回数	講 師	題 目
2019（令和元）年度	全 7 回	デレアヌ フロリン 教授	『俱舎論』を読む
2020（令和 2）年度	※新型コロナウイルス蔓延により開催中止		
2021（令和 3）年度	※新型コロナウイルス蔓延により開催中止		
2022（令和 4）年度	全 7 回	デレアヌ フロリン 教授	『俱舎論』を読む（完）
2023（令和 5）年度	全 6 回	池 麗梅 教授	『高王観世音経』を読む

また公開研究会は附置日本古写経研究所が主体となり、プロジェクト期間中は毎年 3 回、終了後は毎年 2 回ずつ開催して研究成果を広く公開し、社会に還元している。過去 5 年間の公開研究会のプログラムは以下の表のとおりである。

公開研究会実施内容一覧（過去 5 年間）

開催年度	開催日	講 師	演 題
2019（令和元）年度	5/11（土）	李 乃琦 氏 （外国人特別研究員）	日本古辞書における中国 仏典音義の引用について
		道元 徹心 氏 （龍谷大学教授）	源信撰『阿弥陀経略記』 について ―東京大学図 書館所蔵写本と諸本との 比較を通して―
	11/9（土）	小島 裕子 氏 （鶴見大学仏教文化 研究所特任研究員）	仏教“法文歌”からみた 経典の諸相 ―『梁塵秘 抄』より、釈迦の住所と 法華経八巻―
		杉本 一樹 氏 （宮内庁正倉院事務 所宝物調査員）	聖語蔵の古写経と正倉院 文書

2020（令和2）年度	※新型コロナウイルス蔓延により開催中止		
2021（令和3）年度	※新型コロナウイルス蔓延により開催中止		
2022（令和4）年度	5/14（土）	長谷川 岳史 氏 （龍谷大学教授）	石山寺蔵靖邁撰『仏地経論疏』について ― 卷一・二・六の翻刻研究から見えてきたこと ―
		飯田 剛彦 氏 （宮内庁正倉院事務所所長）	日本古写経中の『広弘明集』について
	11/12（土）	万波 寿子 氏 （鶴見大学講師）	智洞編『龍谷学鬘内典現存目録』の特徴とその方向性
		齋藤 智寛 氏 （東北大学教授）	敦煌本『六祖壇経』整理の諸問題
2023（令和5）年度	5/13（土）	中野 直樹 氏 （常葉大学短期大学部専任講師）	真福寺蔵『法華論』の訓点およびその訓読について
		岩田 朋子 氏 （龍谷ミュージアム准教授）	律蔵に説かれる布薩処について
	11/25（土）	浅野 学 氏 （本学博士後期課程）	真福寺本『妙法蓮華経憂波提舍』の本文系統と史料的意义
		南 宏信 氏 （佛教大学准教授）	西光寺結縁写経から見る法然と一切経との関係

また、国際シンポジウムは、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度にかけての10年間に4回開催し、さらに2019（令和元）年11月16日、「仏教学における新地平」というテーマで「国際仏教学大学院大学主催国際ワークショップ」を開催した。また、2023（令和5）年11月27、28日にかけて国際シンポジウム“Variety of Jātaka and Avadāna Transmission”を開催した。

学外組織との連携協力による教育研究の推進としては、本学は海外協定校との国際交流を推進しており、2018（平成30）年9月17、18日の両日にかけてハンガリーのエトヴェシ

ユ・ロラード大学において、本学、大谷大学の3大学合同で国際シンポジウム「実践における仏教」(“Buddhism in Practice”)のテーマで開催して、本学から教員1名を派遣し、教育研究の推進を図った(根拠資料9-2)。この連携協力事業は継続的に実施することになっている。

また2018(平成30)年9月14日には、フランス国立高等研究院(EPHE)との学術交流協定をパリの国立高等研究院にて締結し、以後、同研究院からの1名の大学院生を本学に研究留学生として受け入れた。その後、その学生はフランス国立高等研究院に2023年10月、修士学位論文を提出して審査に合格したが、その審査委員に本学の教員1名が加わった。

また、本年3月29日に本学と学術交流協定を締結しているカリフォルニア大学バークレー校の教授・研究員等を中心とする訪問団(7名)の来訪を予定しているので、これに併せて本学教員・研究員(13名)による学内ワークショップ「仏教古写経研究の現在」を開催し、これに訪問団が参加することになっている。

以上のことは国際交流事業の一環である。

(3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

定期的な点検・評価については、「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて自己点検・評価委員会が毎年、他の点検・評価項目と併せて、社会連携・社会貢献の適切性についても行っている。

また、公開講座、仏典講読講座、公開研究会などの計画立案には上述の自己点検・評価委員会の議論を経て、公開講座委員会及び事務局が関わり、この段階で、前年度の反省を踏まえて計画の適切性が検証され、見直しを経た計画は最終的に学長が招集する研究科委員会の承認によって決定される。したがって見直された検証結果は次回の計画に反映され、よりよいものになっていく。

また、社会連携・社会貢献に関する事からは事務局が対外折衝の窓口となり、外部機関からの協力要請などに応じている。以上のような体制で、適切性の検証は、それぞれの計画立案の段階でなされ、必要に応じて具体的対応がなされてきている。

2. 長所・特色

本学の位置するロケーションが住宅街で、かつ文京区立の小学校と隣接しているため、地域交流が実現しており、その例として、以下のことがある。

- ① 本学職員が文京区立金富小学校学校運営連絡協議会の委員を委嘱され、近隣の区立中学校校長、近隣町会長と共に協議会に出席し、学校運営について協議、評価をしている。(平成22年度より)

- ② 春季に 1 回金富小学校の児童が管轄の消防署より派遣された消防士、消防車を対象とした写生大会を実施する際にキャンパスの一部を提供している。(2015 (平成 27) 年度より)
- ③ 秋季に 1 回金富小学校の児童が落ち葉の観察をするための授業にキャンパスの一部を提供している。(2015 (平成 27 年) 度より)
- ④ 文京区からの要請による近隣区立小学校の低学年児童を対象とした、いわゆる学童保育にキャンパスの一部を提供している。(2012 (平成 24) 年度より)

また、このほかに、地域住民にキャンパスを開放しているため、人々の散歩や憩いの場となっている。

このような地域連携、地域交流が一つの特色となっている。

3. 問題点

特記すべき事項なし。

4. 全体のまとめ

「学校法人国際仏教学院行動規範」の中に社会的使命・社会貢献に関する方針を明示している。その規範に従って教育活動、研究活動を通して社会的使命の達成に努力するとともに、社会貢献、社会還元を目指している。その方針に従って、公開講座、仏典講読講座、公開研究会を毎年開催して、広く社会還元を行っているほか、附置研究所の日本古写経研究所が広報誌『いとくら』を 2006 (平成 18) 年の第 1 号から 2023 (令和 5) 年の第 12 号までを発刊して、社会還元を行っている。また、地域との連繋・交流として構内空地の学童保育活動や地元小学校の学外授業への提供、町内会活動への協力等も実現している。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

1. 現状説明

- (1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

本学の理念・目的の実現に向けた大学運営の方針として、従来は「学校法人国際仏教学院行動規範」を活用してきた。しかし、この規範においては学長によるガバナンス体制の明確化や教学組織と法人組織の連携体制、等に関して明文化されていなかったため、令和6年2月の研究科委員会において、これらを明文化した「大学運営の方針」を策定し、当該委員会に同席している部署の事務責任者をとおして各部署の職員に周知した。併せて、本学のWEB上においても公表している。

- (2) 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

本学は、1研究科1専攻からなる小規模の独立大学院である。大学の運営は、大学運営の方針を踏まえ、「国際仏教学大学院大学学則」（以下「学則」という。）に基づいて、全専任教員を構成員とする研究科委員会を置き、その審議を経て、学長が決定している（根拠資料1-7【ウェブ】）。学則に「学長は本大学院を統轄する」と規定されているように、学長は大学運営の権限と責任を有している。学長の選考は、「国際仏教学大学院大学学長選任規程」に基づいて、研究科委員会が理事会に学長候補者を推薦し、これを理事会が選考し、理事長が任命している（根拠資料10-1-1）。研究科委員会が理事会に学長候補者を推薦する際には、事前に研究科委員会の議案として審議している。当該審議において学長候補者は互選によって決定している。なお、研究科長は、学長が兼任することになっている（根拠資料1-7【ウェブ】）。

研究科委員会の審議事項は以下のとおりである（根拠資料1-7【ウェブ】）。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

上記第3号にいう「学長が定めるもの」は以下の事項としている。

- ・ 研究指導（講義、演習、論文作成指導）及びその担当者に関する事項

- ・ 入学試験及び学科試験に関する事項
- ・ 学位論文の審査に関する事項
- ・ 学生の懲戒に関する事項
- ・ 学長から諮問された事項

また、上記の他、以下の事項についても審議し、学長に意見を述べるができるとしている。

- (1) 休学、留年、退学など学生の身分に関する事項
- (2) 奨学生等の推薦に関する事項
- (3) 学生の指導及び表彰に関する事項
- (4) その他審議を必要と認めた事項

また、大学と附置研究所、附属図書館との連絡・調整を意図して、上述の研究科委員会には研究所事務室の長、図書館事務室の長が出席し大学と附置研究所、附属図書館との連絡・調整を図っている。

審議を丁寧に行うため、研究科委員会の下に、専任教員を構成員とする委員会を設け、議案を研究科委員会に諮る前に当該の委員会において審議している。これらの委員会のうち主に大学運営に関わるものは、教務委員会、入学者選抜委員会、編集委員会、ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進委員会、国際仏教学研究所運営委員会、著作物刊行委員会、日本古写経研究所運営委員会、日本古写経研究所編集委員会、図書館運営委員会、などである。委員会に委員長を置き、委員長の選考は当該規程の選任条項に基づいて行っている。

大学の意思決定プロセスとしての会議の開催・運営は以下のとおりである。

研究科委員会、その他の委員会とも事前に開催日時と議案を記した開催案内の文書を各委員に郵送し通知している。会議の席では議事次第と議案資料を配付し、研究科委員会では学長が議長となり、その他の委員会では各委員会の委員長が議長となって議事を進行する。会議の冒頭には前回の会議の議事録を確認し確定している。会議には事務局長と事務職員が同席し、会議の進行を補佐し議事を記録している。会議の開催頻度は、研究科委員会は 8 月を除いて毎月 1 回定例で開催し、必要に応じて年に数回臨時で開催している。その他の委員会は概ね 2 カ月に 1 回程度の頻度で開催している。

法人の運営は、「寄附行為」に「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する」、「理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定されている。また、評議員会は、「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又役員から報告を徴することができる。」として、諮問機関として規定されている（根拠資料 1-6【ウェブ】）。役員構成は理事 5 名、監事 2 名であり、理事 5 名のうち理事長、学長を含む 3 名が本学の専任教員であり、残りの理事 2 名と監事 2 名は学外の有識者である。評議員は 13 名であり、そのうちの 8 名は学外の有識者である（根拠資料 10-1-2【ウェブ】）。

法人の意思決定プロセスとしての理事会、評議員会の開催・運営は、上述の研究科委員

会、その他の委員会と同様のプロセスで行っている。

「学則」、「寄附行為」をはじめとする大学、法人の運営に関する諸規程は、関係法令に基づき整備している。法令改正や現状変更等による諸規程の改正は適宜行い、関係法令や現状との齟齬が無いように整備している。諸規程の改正手続きは、当該規程の改廃条項に基づいて、関係する事務部門が改正原案を作成し、関係する委員会に諮り、理事会あるいは研究科委員会の審議に付している。大学、法人の運営はこれらの関係諸規程に基づいて行っている。

学生からの意見への対応については、毎年、「授業評価アンケート」を実施し、その結果を全専任教員が出席する研究科委員会において審議・共有して、学生からの意見・要望に応えるようにしている。教員からの要望・意見についても、研究科委員会において共有・検討することとしている。

危機管理対策については、理事長が、そのリーダーシップのもとに学長、常務理事、事務局長と連携し対応することとしている。今までにない感染症の事例となった新型コロナウイルス感染症蔓延に対する対応を例とすると、以下のように行った。

2020年2月下旬から通勤時の混雑を避けるための時差出退勤を開始し、その後、在宅勤務を開始した（根拠資料10-1-3）。また、遠隔授業、遠隔事務業務（在宅勤務）の必要を認め、2020年6月に学内LANへのリモートアクセスの設備を導入し、遠隔授業、遠隔事務業務（在宅勤務）を可能にした（根拠資料10-1-4）。遠隔授業の実施については、それを設置した業者から専門家を招いて、教員に対して遠隔授業のためのアプリケーションの使用方法についての講習会を開催した。また、学内における感染症対策として、教職員に対する注意喚起、必要箇所における消毒液の設置を継続している。

以上のように、学長等の所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた大学運営を行っている。

（3）予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成及び予算執行は、「学校法人国際仏教学院経理規程」に基づいて行っている。予算の編成は、各部門が予算要求書を事務局経理課に提出し、事務局経理課は提出された各部門の予算要求書を基に法人・大学全体の予算案を作成する。予算案は評議員会、理事会において審議、承認され年度予算として確定する。確定した年度予算は各部門に配分され執行される。大学・法人全体の予算執行管理は、事務局経理課が資金収支計算書、事業活動収支（消費収支）計算書、試算表、等を学校法人会計基準に則った経理処理により、予算と実績を比較した月次報告として毎月作成して行っている。

本学における財務監査は、「学校法人国際仏教学院寄附行為」に基づく監事による監査と私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査がある。監事と公認会計士は期末と決算確定時に会計監査の状況等について意見交換をする面談の機会を設けている。

なお、予算執行は、その妥当性や当該規程との整合性、処理の機能性、等について日常

的には事務局長が主導して検証している。

（４）法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

本学の事務組織は、「国際仏教学院事務組織規程」（以下「事務組織規程」という。）に基づいて設置されている。大学事務局は事務局長の統括のもと、総務課、教務・学生課、経理課の３課を置き、附置研究所、附属図書館は個別の事務組織を有している（根拠資料 10-1-5）。

人員配置は、大学事務局においては総務課 3 名、教務・学生課 2 名、経理課 2 名、そして、附置研究所においては 1 名、附属図書館においては 5 名の本務職員を置いている。加えて、大学事務局、附置研究所、附属図書館に事務職の兼務職員としてパートタイムの職員 24 名（うち、4 名は科研費事務）を置き、また、清掃、施錠管理等の事務職以外の職務は、本務職員 1 名の下に派遣職員 4 名を置いて対応している。

業務内容の多様化への対応は、事務組織規程に記されている職務分掌の変更をもって行うこととしている。

なお、大学運営は明文化された規程に基づいて行っているため、現行規程の不備や不足規程の整備など実態と規程の整合性等に関しては、日常的には事務局長が主導して検証している。

（５）大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質向上を図るための方策を講じているか。

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、学外から講師を招いて職員を対象にした研修会を開催する、あるいは、学外で開催される研修会へ職員が参加する（根拠資料 10-1-6）、また、実務の際に業務知識・技術が優位にある職員がそうでない職員に教える、等により業務知識・技術の向上を図っている。

（６）大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学の自己点検・評価は、「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、内部質保証に資するために、大学基準及びその評価項目を本学の点検・評価項目として自己点検・評価委員会が実施している。その結果は研究科委員会に報告され周知されている。点検・評価は毎年 2 回、前期を 5 月、後期を 11 月に実施している（根拠資料 1-2、1-3）。

2. 長所・特色

特記すべき事項なし。

3. 問題点

事務業務は過去からの踏襲の積み重ねによって、例えば、文書作成の重複、煩雑化がみられ、徐々に冗長化している。昨今よく言及されているデジタル化、生産性向上を勘案して、業務の整理整頓をなし、できるものはデータベース化するなどして、業務の効率化・省力化を図る。このことと関連して、本務・兼務の職員構成も再検討する。

4. 全体のまとめ

大学運営の方針は、従来は「学校法人国際仏教学院行動規範」を活用してきた。しかし、この規範においては学長によるガバナンス体制の明確化や教学組織と法人組織の連携体制、等に関して明文化されていなかったため、令和6年2月にこれらを明文化した「大学運営の方針」を策定した（根拠資料 10-1-7【ウェブ】）。なお、大学、法人の意思決定は、理事長、学長の権限を含めて、従来から明文化された規程によってなされている（根拠資料 1-6【ウェブ】、1-7）。

また、教育研究活動を支援するための教員組織、事務組織は整備されて十分機能していると認識している。

第2節 財務

1. 現状説明

（1）教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

中期の財政計画として例年になく高額な資金を準備しなければならない事項は、教育研究環境の基盤となる校舎等の大規模な修繕と5～6年ごとのネットワーク機器の更新である。

校舎等の大規模な修繕は令和7年度に予算化し実施する予定である。その資金は既に債券として保有している。ネットワーク機器の更新は、購入ではなくリース契約によって更新している。

(2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、一学年 4 名、全学学生定員 20 名で編成される小規模な独立大学院であるため、入学金収入や授業料収入を大学運営の財政的基盤とするのは困難である。本学の主な収入源は支援母体からの寄附金収入、基金（第 3 号基本金引当特定資産）からの利子収入、その他債券からの利子収入、文科省からの国庫補助金収入であり、これが財政的基盤となっている。支援母体からの寄附金は、創立以来、大学の運営資金として毎年、安定的に拠出されている（根拠資料 10-2-6）。

外部資金の受入れとして、科研費の取得は、2023（令和 5）年度現在において専任教員 6 名のうち 3 名、専任研究員 1 名、主任研究員 1 名、特任研究員 1 名、兼任研究員 2 名であり、総額 30,508,666 円である（根拠資料 10-2-7）。

財務比率を見ると、事業活動収支計算書関係比率のうち教育研究環境に関する指標である「教育研究経費比率」の過去 5 年間の推移は 62.2%から 74.8%である。全国的な平均と比較すると高い比率である。この間の経常収入（帰属収入）に特段の減少はないので、財政的な教育研究環境は良いといえよう。貸借対照表関係比率のうち「純資産構成比率」（自己資金構成比率）の過去 5 年間の推移は概ね 100%である（根拠資料：大学基礎データ 表 9、表 11）。

2. 長所・特色

特記すべき事項なし。

3. 問題点

特記すべき事項なし。

4. 全体のまとめ

前述の現状説明で述べたように、本学は非常に小規模の大学院大学なので、授業料収入等、学生からの納付金に依存することは困難である。財政的基盤となっている支援母体からの寄附金収入、基金（第 3 号基本金引当特定資産）の利子収入、その他債券からの利子収入、文科省からの国庫補助金収入のうち、支援母体からの寄附金収入は将来的にも安定していると思われる。基金（第 3 号基本金引当特定資産）の利子収入、その他債券からの利子収入は、5～6 年前に始まった政府の金利政策により金利が下落したけれども、現在は徐々に好転しつつある。また、科研費等の競争的資金の獲得状況も良好と認識している。

終章

本学の自己点検・評価の結果を 10 章にわたって記述してきた。本報告書は、自己点検・評価委員会の委員の中から作業グループを組織し原案を作成し、それを委員会に諮り委員全体で点検・評価を討議し、研究科委員会の議を経て成案となったものである。その過程で明らかになった本学の特色（長所）と問題点（短所）を以下に簡潔に記し、特色の進展と問題点の改善に繋げていきたい。

本学の特色は、5 年制一貫教育の単科大学院大学であることである。また、入学定員も 1 学年 4 名で、学生総定員は 20 名となっている。優秀な学生を入学させ確実に国際人たる教養を身に着けて社会に送り出すことは容易でないが、学生一人一人の研究能力を高めるには豊かな研究環境と各人に応じたきめ細かい指導が必要であり、これらを過不足なく充実させて現在に至っている。ただ課題も少なからず残っているので今後も継続的に自己点検・評価を行い、充実した研究環境のもと国際的な研究が推進されることが望まれる。

今回の点検評価で明らかになった長所は、

1. 中長期計画が立案され、具体的な目標が明確になった。
2. 学生定員充足率の向上に努めた結果、その成果が出てきている。
3. 博士論文提出後、研究職に就職する学生が増えてきている。
4. 本学の教員研究組織は 1 研究科 1 専攻から成っているため、その理念・目的も明確である。教員組織も国際的な新進気鋭の女性教員 2 名が採用され、充実した。
5. 学生の研究意欲を高めるために海外の協定校を 6 校に増やし、教員・学生の相互交流を図った。成果が多く現れ、海外の研究者・学生との交流も活発化した。
6. 正科目以外に「古文・漢文Ⅰ」「古文・漢文Ⅱ」を設け、学生の研究を支援し、その効果が見られた。次年度より「サンスクリット語（中級）」を新たに設置し、より一層の研究支援を行う。
7. 全学生を対象として、附属図書館と附属国際仏教学研究所とで学生の教育支援を拡大させた。学生の学習上の相談、基本資料・情報などの提供、サンスクリット仏教写本の利用に関する助言、参考文献表作成技術の支援、留学生のためのライティング・サポートなどを行ってきたが、これらが定着し研究発表が増大した。
8. 附属日本古写経所が行っている日本古写経データベースが 1 万卷を越え、それらの活用が学生の研究推進に及ぶようになってきた。

などである。

一方改善すべき点として指摘されたのは、

1. 留学生出身地域が東アジアに偏っているという現状があり、これを改善すべく欧米地域の学生に対して広報活動を充実させるべきことであった。

以上のことが今回の自己点検・評価の作業によって指摘できた。次年度からは内部質保証システムに則って改善・改革の方策を立て、内部質保証の向上を図り、その質保証に関して責任を負うことができるように努めたい。